

第2節 社会的状況

2-1 人口及び産業の状況

1. 人口

諏訪市、茅野市の人口及び世帯数の状況を表 2-2-1 及び図 2-2-1 に示す。

平成 27 年 1 月 1 日現在の人口及び世帯数は、諏訪市が 50,065 人、20,623 世帯、茅野市が 55,590 人、22,304 世帯である。

前年比では、諏訪市で 0.4%減少、茅野市で 0.13%減少と、わずかながら減少している。平成 23 年からの推移では、両市とも人口世帯数はほぼ横ばいである。

人口密度は、諏訪市が 458.6 人/km²、茅野市が 208.5 人/km²となっている。

表 2-2-1 人口世帯数の状況

| 区 分 | 世帯数 (世帯) | 人口総数 (人) | | 1 世帯当 り人口 (人) | 対前年人 口増加率 (%) | 人口密度 (人/km ²) | 面積 (km ²) |
|-----|-------------|-------------|---------|---------------------|---------------------|------------------------------|--------------------------|
| | | 前 年 | 平成 27 年 | | | | |
| 諏訪市 | 20,623 | 50,266 | 50,065 | 2.4 | -0.40 | 458.6 | 109.17 |
| 茅野市 | 22,304 | 55,664 | 55,590 | 2.5 | -0.13 | 208.5 | 266.59 |
| 合 計 | 42,927 | 105,930 | 105,655 | — | — | — | 375.76 |

出典：長野県ウェブサイト「長野県統計情報データベース—毎月人口異動調査」

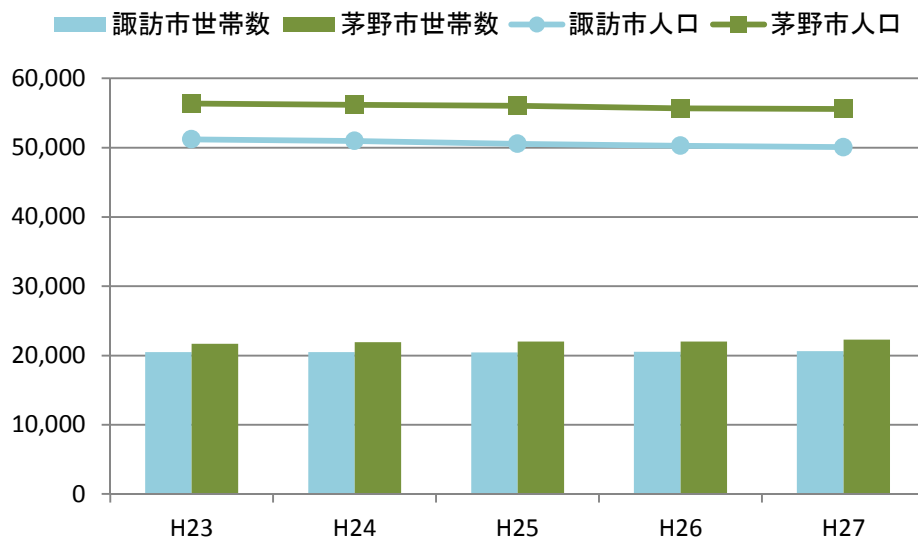


図 2-2-1 人口世帯数の推移

出典：長野県ウェブサイト「長野県統計情報データベース—毎月人口異動調査」

2. 産業

① 産業別就業者数

諏訪市、茅野市の第一次～第三次産業別の就業者数を表 2-2-2 に示す。両市とも、第三次産業が最も大きな割合を占めている。

平成 22 年の産業（大分類）別従業者数を表 2-2-3 に示す。産業（大分類）別では、両市とも「製造業」が最も大きな割合を占めており、次いで「卸売業、小売業」の順となっている。

表 2-2-2 産業別就業者数

| 区 分 | 第一次産業 | | 第二次産業 | | 第三次産業 | |
|-----|-------------|------------|-------------|------------|-------------|------------|
| | 就業者数 (人) | 構成比 (%) | 就業者数 (人) | 構成比 (%) | 就業者数 (人) | 構成比 (%) |
| 諏訪市 | 860 | 3.4 | 9,054 | 36.0 | 15,203 | 60.5 |
| 茅野市 | 2,121 | 7.7 | 10,155 | 37.0 | 15,162 | 55.3 |

出典:平成 22 年国勢調査

表 2-2-3 産業（大分類）別従業者数（平成 22 年）

| 業 種 | 諏訪市 | | 茅野市 | |
|-----------------|--------|--------|--------|--------|
| | (人) | (%) | (人) | (%) |
| 総 数 | 25,954 | 100.00 | 28,807 | 100.00 |
| 農 業 | 841 | 3.24 | 2,072 | 7.19 |
| 林 業 | 14 | 0.05 | 45 | 0.16 |
| 漁 業 | 5 | 0.02 | 4 | 0.01 |
| 鉱業, 採石業, 砂利採取業 | 21 | 0.08 | 9 | 0.03 |
| 建設業 | 1,671 | 6.44 | 1,936 | 6.72 |
| 製造業 | 7,362 | 28.37 | 8,210 | 28.50 |
| 電気ガス熱供給水道業 | 88 | 0.34 | 81 | 0.28 |
| 情報通信業 | 367 | 1.41 | 207 | 0.72 |
| 運輸業, 郵便業 | 788 | 3.04 | 804 | 2.79 |
| 卸売業, 小売業 | 4,074 | 15.70 | 3,422 | 11.88 |
| 金融業, 保険業 | 547 | 2.11 | 404 | 1.40 |
| 不動産業, 物品賃貸業 | 314 | 1.21 | 368 | 1.28 |
| 学術研究, 専門技術サービス業 | 639 | 2.46 | 536 | 1.86 |
| 宿泊業, 飲食サービス業 | 1,933 | 7.45 | 2,679 | 9.30 |
| 生活関連サービス業, 娯楽業 | 1,009 | 3.89 | 1,002 | 3.48 |
| 教育, 学習支援業 | 847 | 3.26 | 909 | 3.16 |
| 医療, 福祉 | 2,554 | 9.84 | 2,640 | 9.16 |
| 複合サービス事業 | 153 | 0.59 | 240 | 0.83 |
| サービス業 | 1,160 | 4.47 | 1,332 | 4.62 |
| 公 務 | 730 | 2.81 | 538 | 1.87 |
| 分類不能の産業 | 837 | 3.22 | 1,369 | 4.75 |

出典:平成 22 年国勢調査

② 農業

諏訪市及び茅野市の農家数と耕作面積を表 2-2-4 に示す。農家数は茅野市で多く、戸数で諏訪市の約 2 倍、耕地面積で約 3.8 倍となっている。

表 2-2-4 農家数と耕作面積

| 区分 | 農家数 (戸) | | | | | | 耕地面積 (ha) | | |
|-----|---------|------|-----|------|------|-------|-----------|-------|-------|
| | 総農家数 | 販売農家 | | | | 自給農家 | 総面積 | 田 | 畑 |
| | | 総数 | 専業 | 1種兼業 | 2種兼業 | | | | |
| 諏訪市 | 1,120 | 471 | 126 | 38 | 307 | 649 | 659 | 427 | 232 |
| 茅野市 | 2,548 | 1309 | 333 | 160 | 816 | 1,239 | 2,500 | 1,420 | 1,070 |

出典：農家数：農林業センサス 2010 年／耕地面積：作物統計調査 平成 25 年産市町村別データ

③ 林業

諏訪市及び茅野市の平成 26 年の保有山林面積規模別経営体数と面積を表 2-2-5 に示す。林業経営体は諏訪市が 26、茅野市が 49、保有山林面積は諏訪市が 3,276ha、茅野市が 7,054ha である。

表 2-2-5 保有山林面積規模別経営体数と面積

| 区分 | 保有山林面積規模別経営体数 ^{注1)} | | | | | | | | | | 保有山林面積 (ha) ^{注2)} |
|-----|------------------------------|--------|-------|-----|------|-------|-------|-------|--------|---------|----------------------------|
| | 計 | 保有山林なし | 3ha未満 | 3～5 | 5～10 | 10～20 | 20～30 | 30～50 | 50～100 | 100ha以上 | |
| 諏訪市 | 26 | - | 2 | 3 | 4 | 3 | 1 | 2 | 3 | 8 | 3,276 |
| 茅野市 | 49 | 2 | 2 | 7 | 4 | 7 | 2 | 7 | 6 | 12 | 7,054 |

注1) 「林業経営体」とは、保有山林面積が 3ha 以上または委託を受けて育林や素材生産を行うものをいう。

注2) 「保有山林面積」には居住市町村以外の保有山林も含む。

出典：諏訪地方統計要覧平成 26 年度版

④ 工業

諏訪市及び茅野市の鉱業の事業所数、従業者数及び出荷額等を表 2-2-6 に示す。事業所数は、両市とも「生産用機械」が最も多く、製造品出荷額等は、諏訪市では「金属」、茅野市では「電子」の占める割合が最も大きい。

表 2-2-6 工業の状況（平成 25 年度）

単位 従業者数:人, 出荷額:万円

| 業 種 | 諏訪市 | | | 茅野市 | | |
|--------|------|-------|-------------|------|-------|-------------|
| | 事業所数 | 従業員数 | 製造品 出荷額等 | 事業所数 | 従業員数 | 製造品 出荷額等 |
| 食料 | 15 | 255 | 338,301 | 20 | 629 | 1,337,593 |
| 飲料 | 4 | 94 | 196,291 | 1 | 13 | X |
| 繊維 | 1 | 7 | X | 1 | 4 | X |
| 木材 | 1 | 17 | X | 3 | 21 | 29,536 |
| 家具 | 2 | 11 | X | 4 | 75 | 106,672 |
| 紙パルプ | - | - | - | 1 | 41 | X |
| 印刷 | 5 | 109 | 84,209 | 5 | 51 | 36,300 |
| 化学 | 3 | 17 | 17,713 | 2 | 56 | X |
| 石油 | - | - | - | 1 | 5 | X |
| プラスチック | 7 | 112 | 116,885 | 13 | 359 | 936,342 |
| ゴム | 2 | 35 | X | 2 | 149 | X |
| 皮革 | - | - | - | - | - | - |
| 窯業 | - | - | - | 3 | 37 | 88,558 |
| 鉄鋼 | 3 | 41 | 80,390 | 3 | 61 | 569,291 |
| 非鉄 | 7 | 169 | 253,402 | 6 | 408 | 2,753,432 |
| 金属 | 26 | 738 | 1,311,703 | 25 | 468 | 887,525 |
| はん用機械 | 17 | 234 | 303,809 | 9 | 449 | 1,123,031 |
| 生産用機械 | 28 | 681 | 1,274,417 | 37 | 1,072 | 2,499,941 |
| 業務用機械 | 16 | 497 | 1,164,490 | 10 | 349 | 493,614 |
| 電子 | 15 | 469 | 516,083 | 25 | 1,934 | 3,229,687 |
| 電気 | 5 | 51 | 58,329 | 17 | 805 | 1,183,198 |
| 情報 | 7 | 207 | 325,628 | 4 | 393 | 753,819 |
| 輸送 | 14 | 669 | 1,284,217 | 14 | 501 | 1,129,325 |
| その他 | 5 | 133 | 255,390 | 8 | 115 | 131,481 |
| 合計 | 183 | 4,546 | 7,679,776 | 214 | 7,995 | 18,151,815 |

注) 表中の「X」は秘匿(公表できない)数値であることを示す。

出典:諏訪市ウェブサイト茅野市ウェブサイト「平成 25 年工業統計調査」

⑤ 商業

商業は、諏訪市に 620 軒、茅野市に 424 軒の事業所がある。卸売業の事業所数では、諏訪市では「機械器卸売業」、茅野市では「建築材料、鉱物金属材料等卸売業」がそれぞれ最も多くなっている。一方小売業では、諏訪市、茅野市ともに「その他の小売業」が最も多くなっている。

表 2-2-7 商業の状況

単位：従業者数：人、年間商品販売額：万円、売り場面積：㎡

| 業 種 | 諏訪市 | | | | 茅野市 | | | |
|-----------------|------|-------|------------|--------|------|-------|---------|--------|
| | 事業所数 | 従業者数 | 年間商品販売額 | 売場面積 | 事業所数 | 従業者数 | 年間商品販売額 | 売場面積 |
| 卸売業 | 211 | 1,436 | 12,103,959 | - | 83 | 448 | 19,287 | - |
| 各種商品卸売業 | 2 | 9 | X | - | - | - | - | - |
| 繊維衣服等卸売業 | 4 | 12 | 22,269 | - | 1 | 3 | X | - |
| 飲食料品卸売業 | 50 | 473 | 2,099,132 | - | 21 | 109 | 1,337 | - |
| 建築材料、鉱物金属材料等卸売業 | 45 | 305 | 3,481,239 | - | 26 | 145 | 4,110 | - |
| 機械器卸売業 | 73 | 472 | 5,549,512 | - | 19 | 119 | 11,729 | - |
| その他の卸売業 | 37 | 165 | X | - | 16 | 72 | X | - |
| 小売業 | 409 | 2,459 | 4,787,828 | 68,699 | 341 | 1,977 | 41,181 | 51,310 |
| 各種商品小売業 | 1 | 1 | X | X | 3 | 105 | 3,193 | 6,119 |
| 織物衣服身の回り品小売業 | 64 | 242 | 372,135 | 15,302 | 36 | 150 | 2,232 | 6,504 |
| 飲食料小売業 | 105 | 833 | 1,423,014 | 19,180 | 89 | 561 | 8,671 | 12,110 |
| 機械器具小売業 | 74 | 422 | 1,113,819 | 6,188 | 64 | 272 | 6,647 | 3830 |
| その他の小売業 | 150 | 908 | X | X | 137 | 779 | 17,210 | 22,747 |
| 無店舗小売業 | 15 | 53 | 100,816 | - | 12 | 110 | 3,228 | - |
| 合 計 | 620 | 3,895 | 16,891,787 | 68,699 | 424 | 2,425 | 60,468 | 51,310 |

注) 表中の「X」は秘匿(公表できない)数値であることを示す。

出典：諏訪市ウェブサイト茅野市ウェブサイト「平成 25 年商業統計調査」

2-2 交通の状況

対象事業実施区域及びその周辺の主要道路網及び鉄道の状況を図 2-2-2 に、「平成 22 年度道路交通センサス」における主要道路の交通量を表 2-2-8 に示す。

対象事業実施区域へのアクセス道路となる、県道諏訪茅野線の交通量は、茅野市米沢で 350 台/24 時間、県道茅野停車場八子ヶ峰公園線の交通量は 12,451 台/24 時間となっている。

また、対象事業実施区域のその他の交通施設としては、鉄道（東日本旅客鉄道中央本線）が通じており、最寄り駅は上諏訪である。上諏訪駅及び茅野駅における 1 日平均乗車人員を表 2-2-9 に示す。

表 2-2-8 主要な道路の交通量（平日）

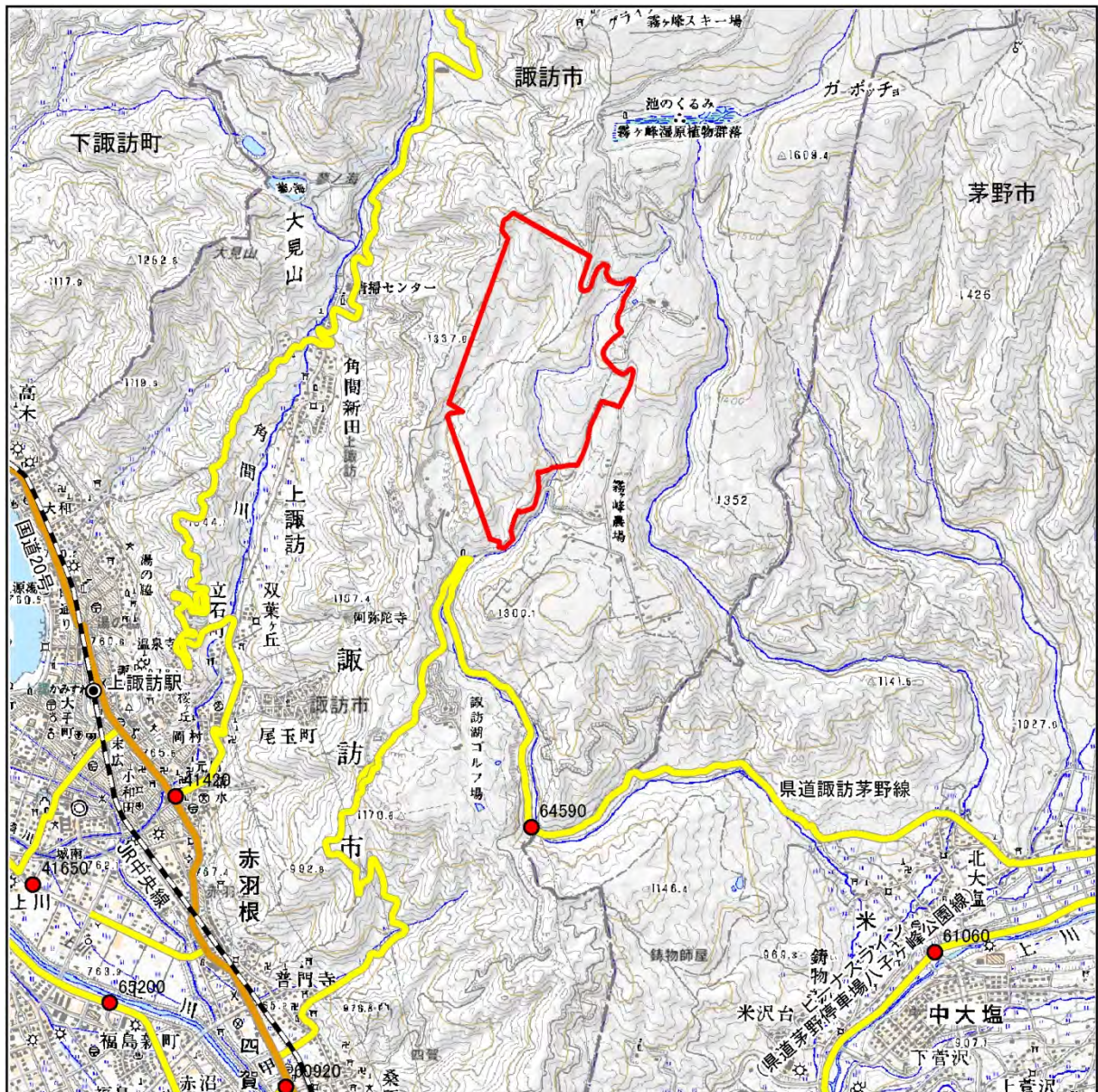
| No. | 路線名 | 観測地点名 | 昼間 12 時間 (台) | 24 時間 (台) |
|-------|----------------|--------------|-----------------|--------------|
| 41420 | 県道諏訪白樺湖小諸線 | 諏訪市元町 4141 | 4,244 | 5,037 |
| 41650 | 県道諏訪辰野線 | 諏訪市上川 2025-1 | 9,997 | 12,996 |
| 60920 | 県道神宮寺諏訪線 | 諏訪市四賀桑原 822 | 3,965 | 5,155 |
| 61060 | 県道茅野停車場八子ヶ峰公園線 | 茅野市米沢 3746-1 | 9,652 | 12,451 |
| 64590 | 県道諏訪茅野線 | 茅野市米沢 | 325 | 350 |
| 65200 | 県道諏訪湖四賀線 | 諏訪市中洲 5762-1 | 12,929 | 16,808 |

出典：「平成 22 年度道路交通センサス報告書（全国道路・街路交通情勢調査）」（平成 23 年 12 月、長野県）

表 2-2-9 最寄りの駅における 1 日平均乗降者人員

| 駅名 | 一日平均乗降者人員（人） | |
|-----|--------------|---------|
| | 平成 24 年 | 平成 25 年 |
| 上諏訪 | 4,285 | 4,230 |
| 茅野 | 3,538 | 3,604 |

出典：諏訪地方統計要覧平成 26 年度版



凡例

- 対象事業実施区域
- 一般国道
- 県道
- 鉄道・駅
- 交通量観測地点

図 2-2-2

主要道路網及び鉄道の状況

出典：「平成 22 年度道路交通センサ報告書（全国道路・街路交通情勢調査）」
（平成 23 年 12 月、長野県）



1:50,000

2-3 土地利用の状況

1. 土地利用

諏訪市、茅野市の土地利用状況を表 2-2-10 に示す。また、現況土地利用の状況を図 2-2-3 に示す。

対象事業実施区域及びその周辺は山林であり、山林の面積は諏訪市では市域の 38.5%、茅野市では 26.0%をそれぞれ占めている。

表 2-2-10 土地利用の種目別面積の状況

| 区分 | | 総数 | 田 | 畑 | 宅地 | 山林 | 原野 | その他 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 諏訪市 | 面積(k㎡) | 109.06 | 5.608 | 3.697 | 8.330 | 41.996 | 12.832 | 36.588 |
| | 構成比(%) | 100 | 5.1 | 3.3 | 7.6 | 38.5 | 11.8 | 33.5 |
| 茅野市 | 面積(k㎡) | 266.41 | 18.139 | 11.928 | 15.188 | 69.352 | 80.544 | 71.258 |
| | 構成比(%) | 100 | 6.8 | 4.4 | 5.7 | 26.0 | 30.2 | 26.7 |

出典:平成 24 年長野県統計書

2. 都市計画

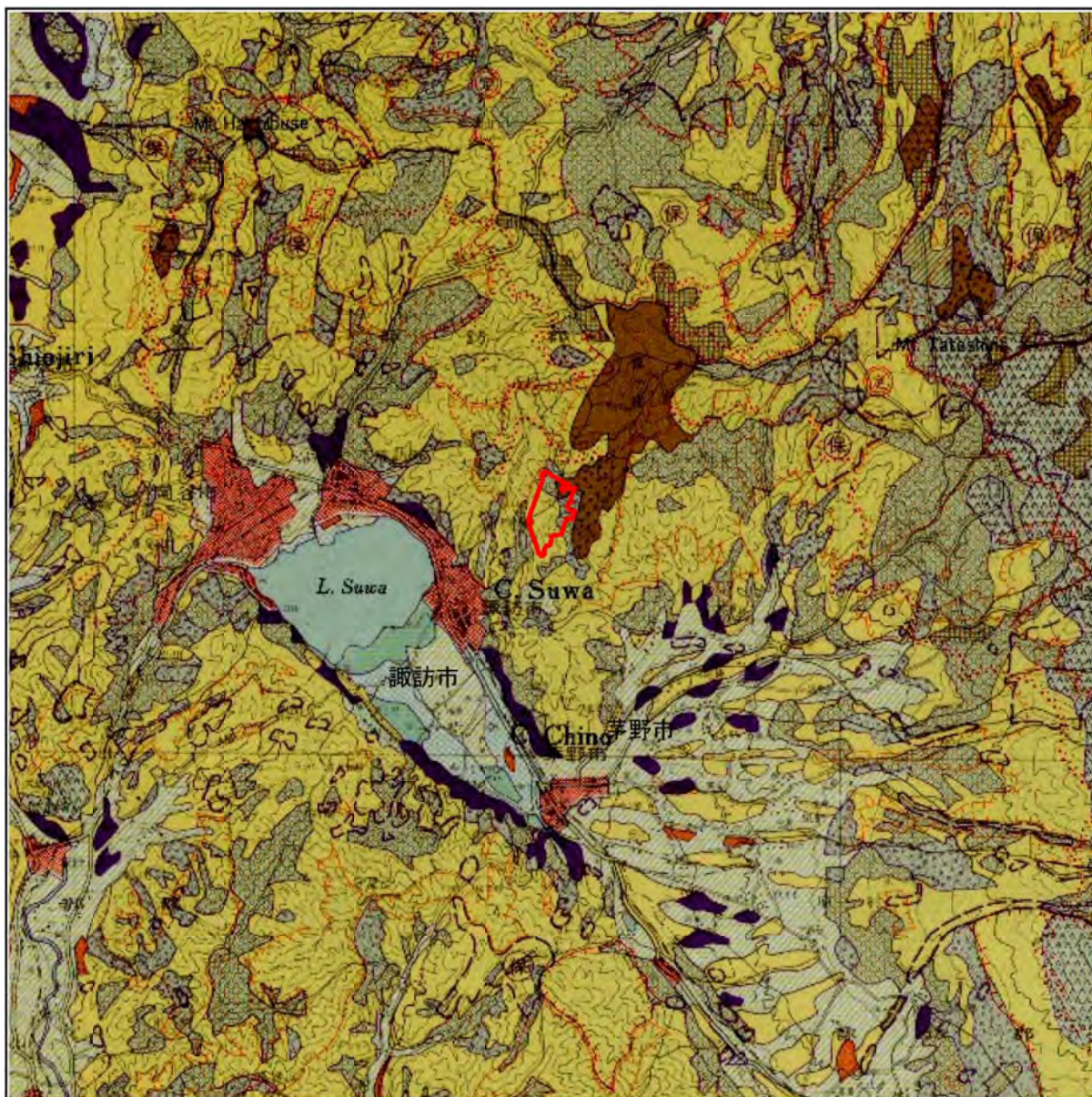
諏訪市、茅野市の都市計画区域の状況を表 2-2-11 に、対象事業実施区域及びその周辺における用途地域の指定状況を図 2-2-4 に示す。

対象事業実施区域には、用途地域の指定はない。

表 2-2-11 都市計画区域の状況

| 都市計画区域名 | 最終都市計画区域 指定年月日 | 区 域 | 都市計画区域 面積 (ha) |
|---------|-------------------|--------|-------------------|
| 諏 訪 | 平成 21 年 8 月 6 日 | 諏訪市の一部 | 10,489 |
| 茅 野 | 平成 21 年 8 月 6 日 | 茅野市全域 | 26,588 |

出典：長野県ウェブサイト「2015 年 長野県の都市計画 資料編」



凡 例


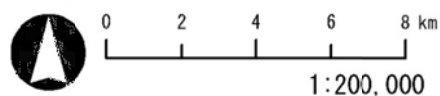
 対象事業実施区域

図 2-2-3 (1)
土地利用の状況

出典：「土地分類図（土地利用可能性分級図－土地利用現況図）長野県」（昭和 49 年 経済企画庁）

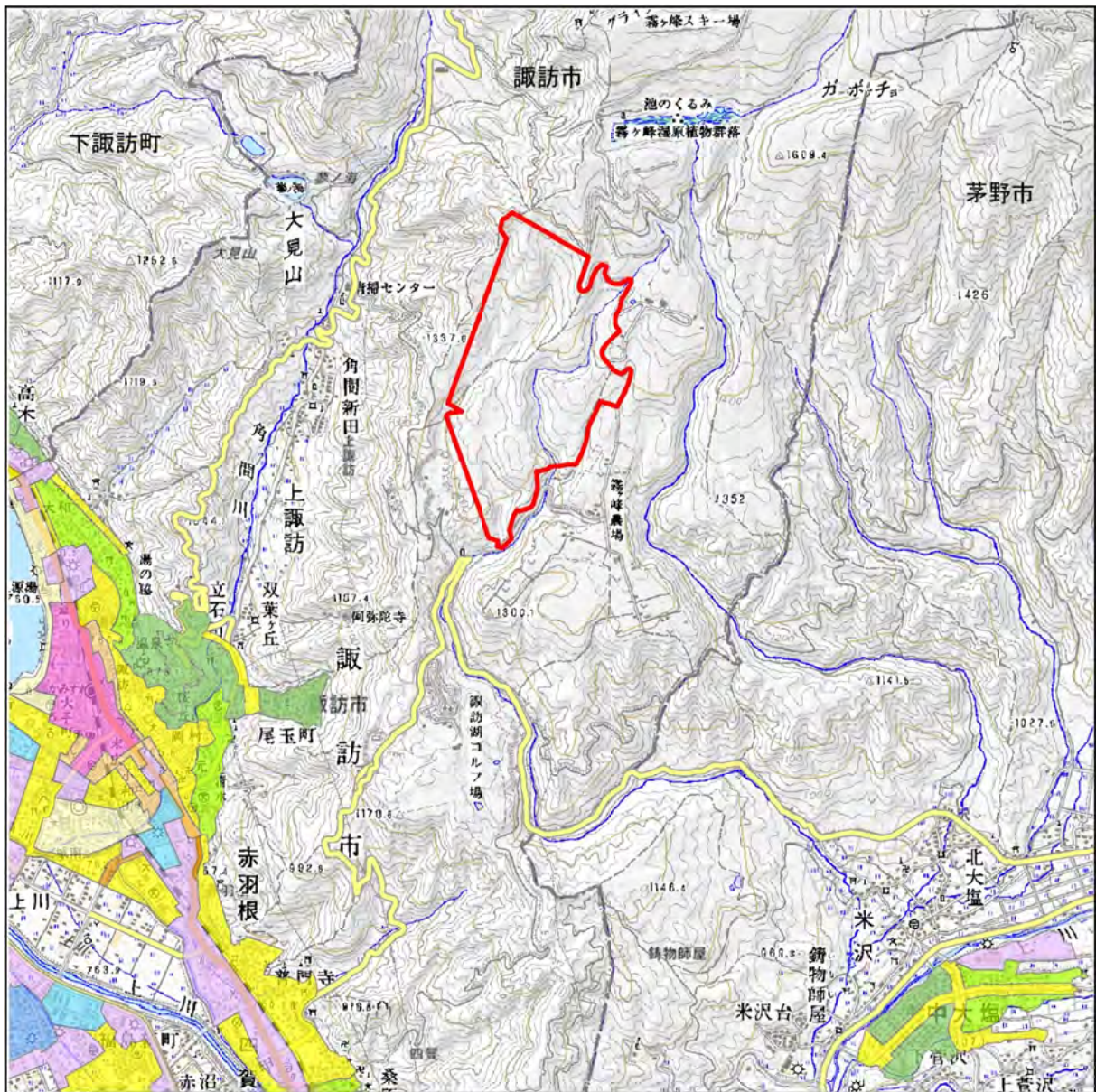
※凡例は次のページに掲載した。



| 凡 例 | | | |
|---------|-------------|-------|--|
| 農 地 | 田 | 乾 田 | |
| | | 半 湿 田 | |
| | | 湿 田 | |
| | 畑 | 普 通 畑 | |
| | | 果 樹 園 | |
| | | 桑 園 | |
| 草 地 | 採 草 地 | | |
| | 放 牧 地 | | |
| | 採草放牧兼用地 | | |
| 林 地 | 人工林 | 針 葉 樹 | |
| | | 広 葉 樹 | |
| | 天然林 | 針 葉 樹 | |
| | | 広 葉 樹 | |
| | | 混 交 林 | |
| | 竹 林 | | |
| | 未 立 木 林 | | |
| | 除 地 | | |
| 宅 地 | 市街地・飛行場・その他 | | |
| 付 加 記 号 | 国 有 林 | | |
| | 公 有 林 | | |
| | 保 安 林 | | |
| | 国立公園 | 特別地域 | |
| | | 普通地域 | |
| | 国定公園 | 特別地域 | |
| | | 普通地域 | |
| | 県 立 公 園 | | |

図 2-2-3 (2) 土地利用の状況 (凡例)

出典：「土地分類図 (土地利用可能性分級図一土地利用現況図) 長野県」 (昭和 49 年 経済企画庁)



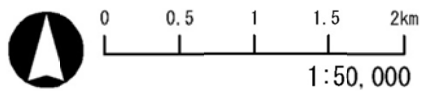
凡例

- 対象事業実施区域

| | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 第1種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 | <ul style="list-style-type: none"> 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域 |
|--|---|

図 2-2-4
用途地域の指定状況

出典：長野県ウェブサイト
「長野県統合型地理情報システム」



2-4 環境保全についての配慮が必要な施設の状況

1. 学校及び保育所

対象事業実施区域及びその周辺における保育園、幼稚園及び小学校等の分布状況を表 2-2-12 及び図 2-2-5 に示す。

諏訪市の区域には、保育園、幼稚園、小中学校、高等学校及び専修学校が合計 15 施設あり、茅野市の区域には同じく 3 施設存在する。

表 2-2-12(1) 対象事業実施区域周辺の保育園、幼稚園及び小中高等学校等

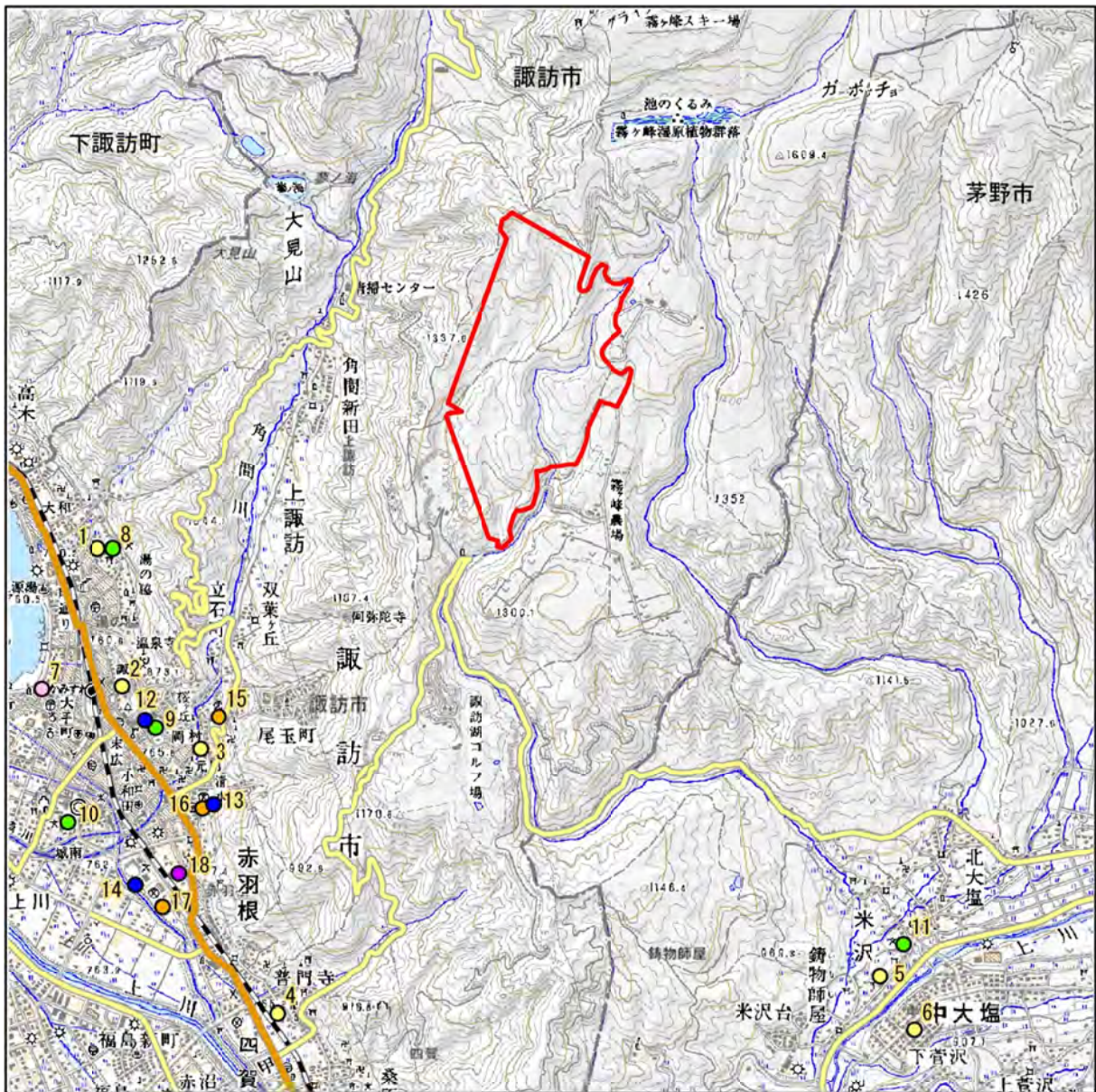
| 区分 | 幼稚園 | 保育園 | 小学校 | 中学校 | 高等学校 | 専修学校 |
|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|
| 諏訪市 | 1 | 4 | 3 | 3 | 3 | 1 |
| 茅野市 | 0 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 |

表 2-2-12(2) 対象事業実施区域周辺の保育園、幼稚園及び小中高等学校等

| 区分 | No | 名称 |
|------|----|---------------|
| 保育園 | 1 | 城北保育園 |
| | 2 | 片羽保育園 |
| | 3 | 角間川保育園 |
| | 4 | 四賀保育園 |
| | 5 | 米沢保育園 |
| | 6 | 中大塩保育園 |
| 幼稚園 | 7 | 諏訪聖母幼稚園 |
| 小学校 | 8 | 城北小学校 |
| | 9 | 高島小学校 |
| | 10 | 城南小学校 |
| | 11 | 米沢小学校 |
| 中学校 | 12 | 上諏訪中学校 |
| | 13 | 諏訪清陵高等学校附属中学校 |
| | 14 | 諏訪中学校 |
| 高等学校 | 15 | 諏訪二葉高等学校 |
| | 16 | 諏訪清陵高等学校 |
| | 17 | 諏訪実業高等学校 |
| 専修学校 | 18 | 長野県福祉大学校 |

注) 表中の番号は図 2-2-5 に対応している。

出典：長野県ウェブサイト「長野県統合型地理情報システム」

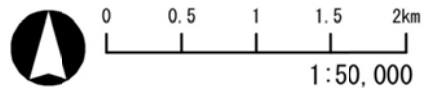


凡例

- 対象事業実施区域
- 保育園
- 幼稚園
- 小学校
- 中学校
- 高等学校
- 専修学校

図 2-2-5
 保育所、幼稚園及び小中学校等の
 分布状況

出典：長野県ウェブサイト
 「長野県統合型地理情報システム」



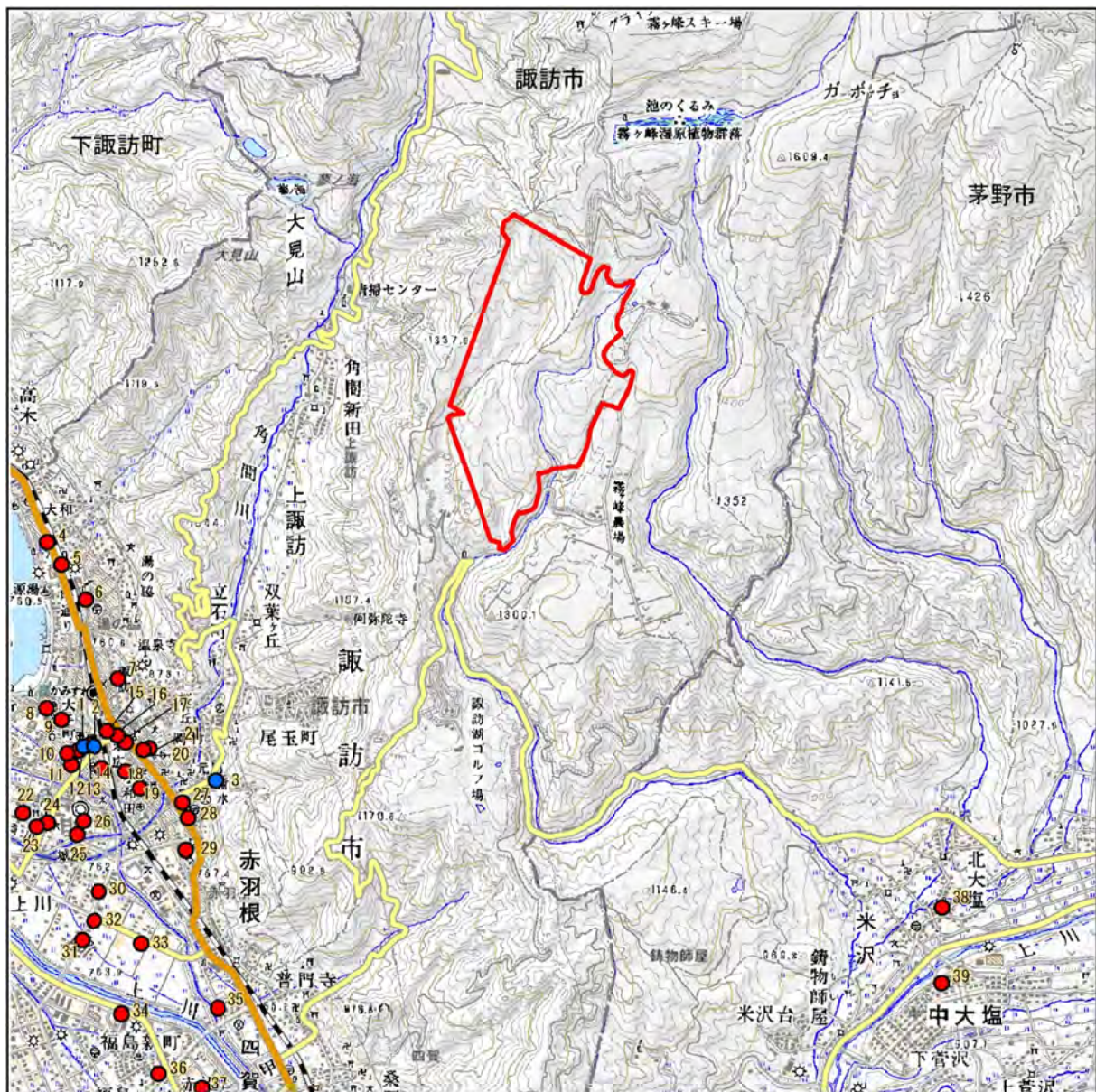
2. 病院、診療所等

対象事業実施区域及びその周辺における病院、診療所の分布状況を表 2-2-13 及び図 2-2-6 に、社会福祉施設及び児童館、図書館の分布状況を表 2-2-14 及び図 2-2-7 に示す。

諏訪市の区域には、病院及び診療所が 37 施設、社会福祉施設及び図書館等が 16 施設、合計 53 施設立地する。茅野市の区域には、診療所が 2 施設、社会福祉施設及び図書館等が 2 施設、合計 4 施設存在する。

表 2-2-13 対象実施区域周辺の病院及び診療所

| 区分 | No | 種別 | 名称 |
|-----|----|-----|-----------------|
| 諏訪市 | 1 | 診療所 | 高林内科呼吸器クリニック |
| | 2 | 診療所 | 中根歯科医院 |
| | 3 | 診療所 | 栗林眼科医院 |
| | 4 | 診療所 | ますざわ歯科医院 |
| | 5 | 診療所 | 清水クリニック |
| | 6 | 診療所 | 矢島医院 |
| | 7 | 診療所 | 清水眼科医院 |
| | 8 | 診療所 | 塩沢医院 |
| | 9 | 診療所 | 青木産婦人科医院 |
| | 10 | 病院 | 上諏訪病院 |
| | 11 | 診療所 | 五味医院 |
| | 12 | 病院 | 諏訪城東病院 |
| | 13 | 診療所 | 柳沢医院 |
| | 14 | 診療所 | 医療法人清水医院 |
| | 15 | 診療所 | 岸耳鼻咽喉科医院 |
| | 16 | 診療所 | 花岡医院 |
| | 17 | 診療所 | 根橋歯科医院 |
| | 18 | 診療所 | きみづか整形外科 |
| | 19 | 診療所 | 池田歯科医院 |
| | 20 | 診療所 | 山口医院 |
| | 21 | 診療所 | 大和整形外科医院 |
| | 22 | 診療所 | やざわ虎クリニック |
| | 23 | 診療所 | 笠原歯科医院 |
| | 24 | 診療所 | くぼた耳鼻咽喉科医院 |
| | 25 | 診療所 | 関医院 |
| | 26 | 診療所 | 宮坂医院 |
| | 27 | 診療所 | 上諏訪眼科クリニック |
| | 28 | 診療所 | 松本医院 |
| | 29 | 病院 | 田中クリニック |
| | 30 | 診療所 | 藤森歯科クリニック |
| | 31 | 診療所 | 小島クリニック |
| | 32 | 診療所 | 小児科ごとうクリニック |
| | 33 | 診療所 | きくち泌尿器科クリニック |
| | 34 | 診療所 | あおぞらレディス&マタニティク |
| | 35 | 診療所 | 百瀬歯科医院 |
| | 36 | 診療所 | 医療法人クリーン歯科医院 |
| | 37 | 診療所 | 渡辺内科クリニック |
| 茅野市 | 38 | 診療所 | 米澤診療所 |
| | 39 | 診療所 | 眞田医院 |



凡例

- 対象事業実施区域
- 病院
- 診療所

図 2-2-6
病院及び診療所の分布状況

出典：長野県ウェブサイト
「長野県統合型地理情報システム」、
「病院・診療所名簿」

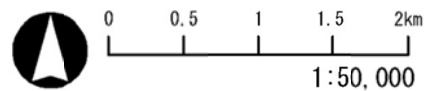
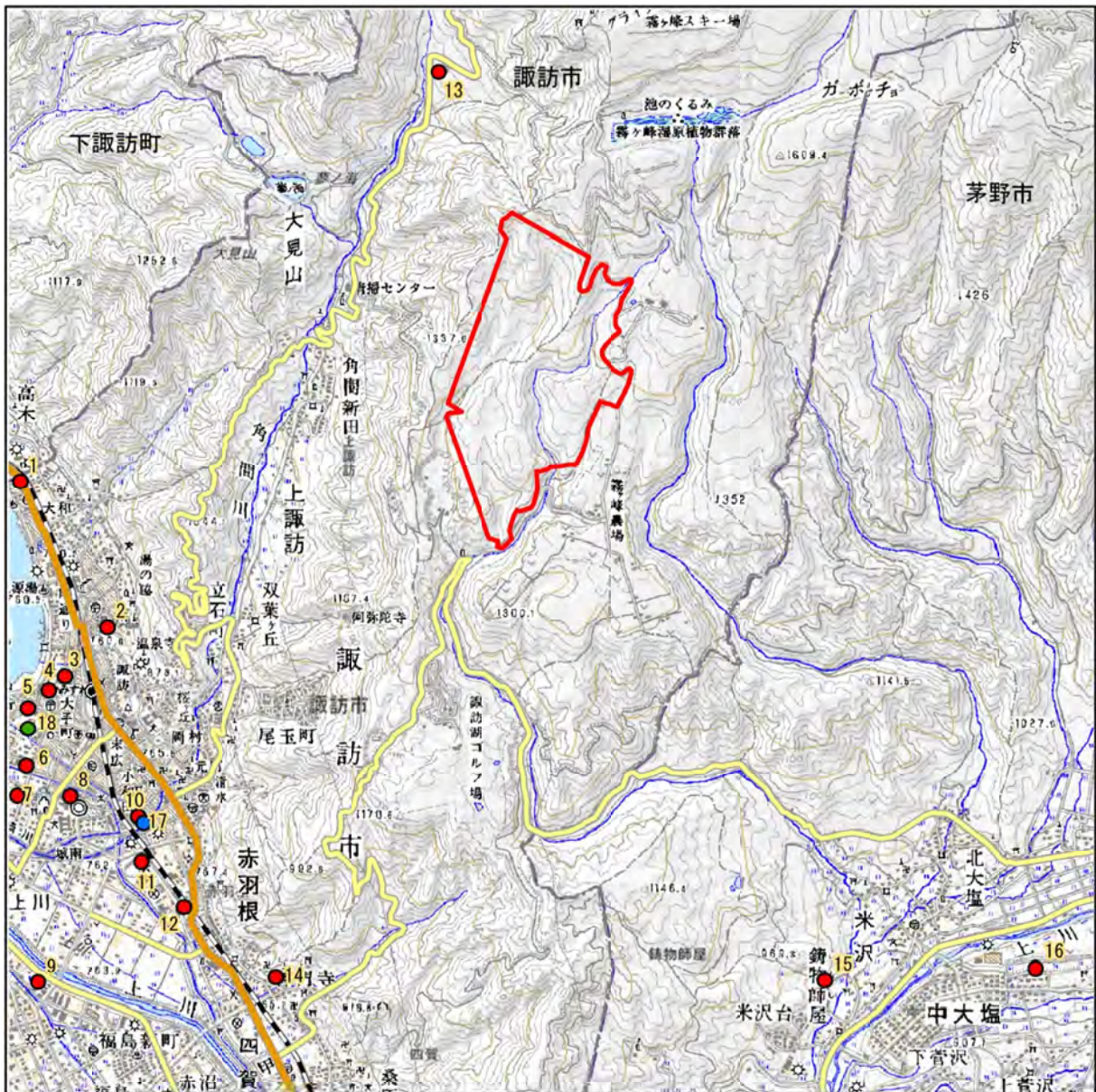


表 2-2-14 対象実施区域周辺の社会福祉施設、児童館及び図書館

| 区分 | No | 種別 | 名称 |
|-----|--------|--------|--------------------|
| 諏訪市 | 1 | 社会福祉施設 | 諏訪湖健康学園 |
| | 2 | | ふれあいの家 |
| | 3 | | まごころホーム |
| | 4 | | 老人福祉センター |
| | 5 | | あおぞら工房諏訪 |
| | 6 | | かりんの里複合福祉施設 |
| | 7 | | イリーゼ高島城 |
| | 8 | | こころのひろば |
| | 9 | | ウィズ諏訪 |
| | 10 | | 諏訪地域障害者自立支援センター |
| | 10 | | 諏訪市身体障害者デイサービスセンター |
| | 11 | | 諏訪市福祉作業所「さざ波の家」 |
| | 12 | | 清水学園 |
| | 13 | | 霧ヶ峰療護園 |
| 14 | この街ホーム | | |
| 茅野市 | 15 | | あったかホーム福寿草 |
| | 16 | | グループホームすずらん |
| 諏訪市 | 17 | 児童館 | 諏訪市児童センター |
| | 18 | 図書館 | 諏訪市図書館 |

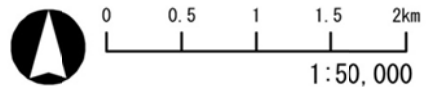


凡例

- 対象事業実施区域
- 社会福祉施設
- 図書館
- 児童館

図 2-2-7
社会福祉施設、図書館及び児童館の
分布状況

出典：長野県ウェブサイト
「長野県統合型地理情報システム」、
「病院・診療所名簿」
諏訪市ウェブページ、茅野市ウェブページ



2-5 水域の利用状況

1. 河川、湖沼及び地下水の利用状況

① 水道水源としての利用状況

諏訪市、茅野市の給水人口及び普及率を表 2-2-15 に、上水道、簡易水道及び専用水道の利水状況を表 2-2-16 に示す。また、対象事業実施区域及びその周辺の水源の状況を表 2-2-17 及び図 2-2-8 に示す。

諏訪市、茅野市とも上水道の普及率は 99% を超えている。また、両市とも水源は地下水であり、深井戸及び湧水ですべてを賄っている。

表 2-2-15 上水道普及率（平成 26 年 3 月 31 日現在）

| 区分 | 行政区 区域 人口 | 総数 | | 上水道 | | 簡易水道 | | 専用水道 | | 普及率 (%) |
|-----|-----------------|---------|------------|---------|------------|---------|------------|---------|------------|------------|
| | | 施設 数 | 現在給 水人口 | 施設 数 | 現在給 水人口 | 施設 数 | 現在給 水人口 | 施設 数 | 現在給 水人口 | |
| 諏訪市 | 49,968 | 5 | 49,871 | 1 | 49,594 | 3 | 218 | 1 | 59 | 99.8% |
| 茅野市 | 55,515 | 21 | 55,325 | 8 | 54,785 | 11 | 540 | 1 | 0 | 99.7% |

出典：平成 25 年度長野県の水道

表 2-2-16 利水状況－上水道（平成 26 年 3 月 31 日現在）

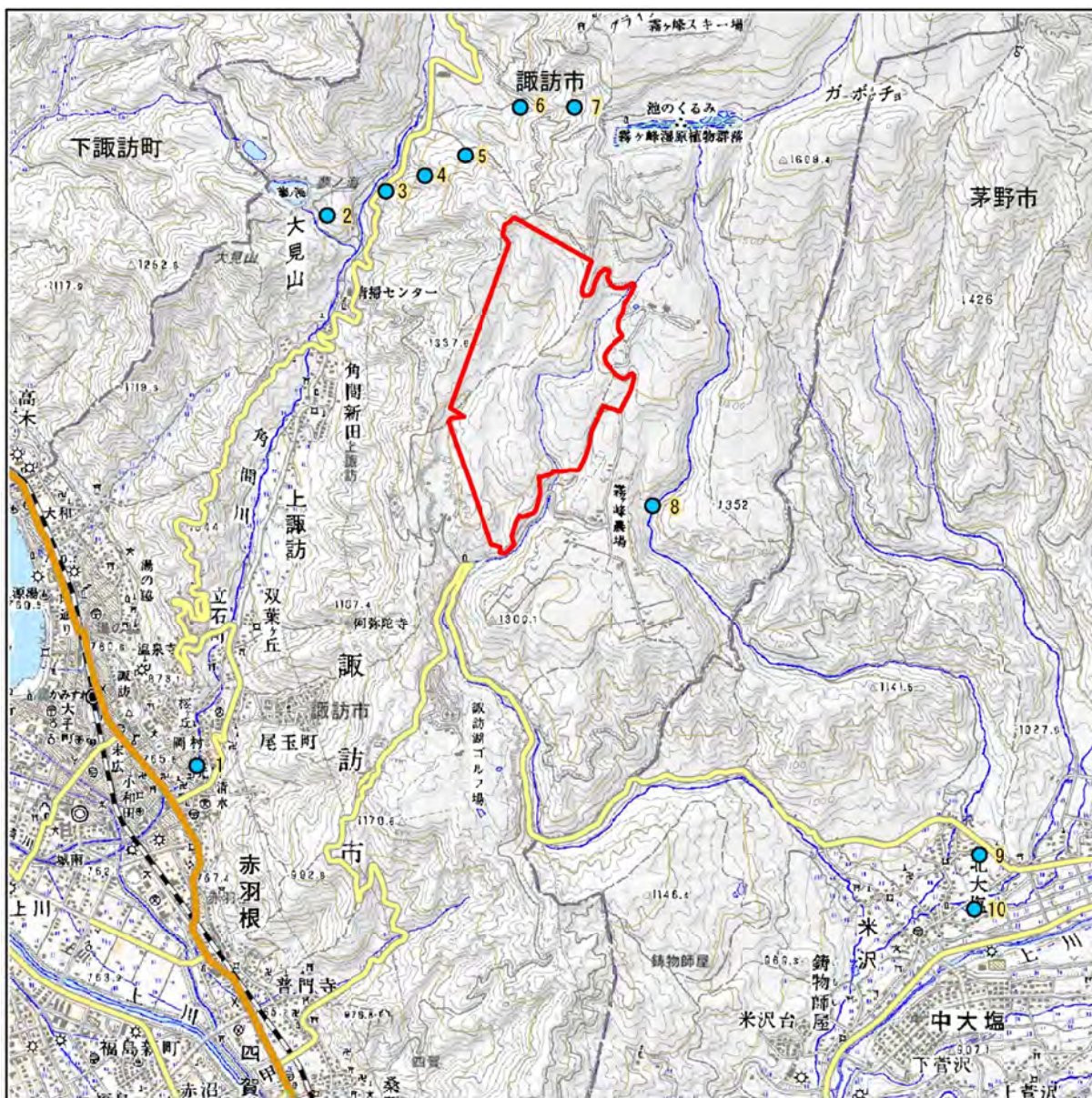
単位 千m³

| 事業体名 | 地表水 | | | 地下水 | | | | 合計 |
|------------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-------|--------|
| | ダム | 池沼水 | 河川水 | 伏流水 | 浅井戸 | 深井戸 | 湧水 | |
| 諏訪市 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5,627 | 3,431 | 9,058 |
| 茅野市 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5,204 | 5,363 | 10,567 |
| 茅野市(蓼科地区) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 366 | 366 |
| 茅野市(白樺湖地区) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 45 | 163 | 208 |

出典：平成 25 年度長野県の水道

表 2-2-17 水源状況

| 区分 | No | 水源種類 | 水源名 |
|-----|----|------|-------|
| 諏訪市 | 1 | 深井戸 | 南 沢 |
| | 2 | 湧水 | 一の瀬 |
| | 3 | 湧水 | 夫婦清水 |
| | 4 | 湧水 | 大 笹 |
| | 5 | 湧水 | 細久保 |
| | 6 | 湧水 | 道 場 |
| | 7 | 湧水 | 清水橋 |
| | 8 | 湧水 | 水道水源 |
| 茅野市 | 9 | 湧水 | 北大塩 |
| | 10 | 深井戸 | 北大塩中区 |



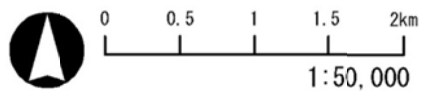
凡例

対象事業実施区域

● 水源地

図 2-2-8
水源地の分布状況

出典：長野県ウェブサイト
「長野県統合型地理情報システム」



② 地下水の利用状況

茅野市では、地下水の保全と適正な利用を目的として、茅野市生活環境保全条例に基づく「茅野市地下水資源利用の適正化に関する要綱」（平成2年4月21日制定）を制定している。この要綱では、地下水の利用者に対して、量水器を設置して、毎月の利用量を報告することを義務付けている。また新たな井戸を掘削する場合等にも、市への届出を求めている。

なお、諏訪市では同様の例規等は定められていないが、自然環境を良好に維持することを目的として定める保護調整区域内における地下水採取については、届出を求めている。

2. 漁業としての利用状況

対象事業実施区域及びその周辺を流れ、諏訪湖へ流入する河川には、第5種共同漁業権が設定されている。諏訪湖及び流入出河川（上川は茅野市江川橋まで）は諏訪湖漁業協同組合が免許を受けている。また上川の茅野市江川橋から上流では、諏訪東部漁業協同組合が免許を受けている。

漁業権魚種は、わかさぎ、こい、ふな、うぐい、おいかわ、うなぎ、なまず、むろ、とんこはぜ、どじょう、えび、いわな、あまご、かじかの14種類である。

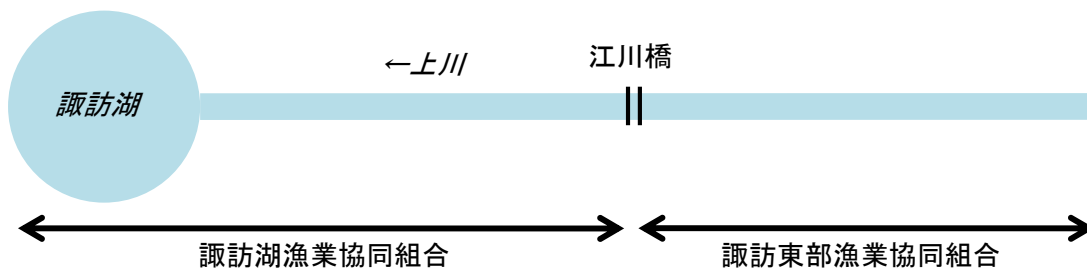


図 2-2-9 漁業権設定区間模式図

2-6 環境整備の状況

1. 下水道の普及状況

① 下水道普及率

諏訪市、茅野市における下水道等の普及状況を表 2-2-18 に示す。諏訪市、茅野市とも普及率は 99.0% に達している。

表 2-2-18 汚水衛生処理率（平成 25 年度末）

| 区分 | 行政人口 (千人) | 普及率 (%) | | | |
|-----|--------------|---------|------------|-----|------|
| | | 下水道 | 農業集落 排水 | 浄化槽 | 合計 |
| 諏訪市 | 51.1 | 98.6 | — | 0.4 | 99.0 |
| 茅野市 | 56.3 | 96.7 | — | 2.4 | 99.0 |

出典：長野県ウェブサイト「NAGANO『生活排水データ集』2014」

② し尿処理

諏訪市、茅野市における水洗化状況を表 2-2-19 に、し尿処理の状況を表 2-2-20 に示す。両市とも水洗化率は 98% を超えている。

表 2-2-19 水洗化状況

| 区分 | 計画処理区域内 人口 (人) | 非水洗化人口 (人) | 水洗化人口 (人) | 水洗化率 (%) |
|-----|-------------------|---------------|--------------|-------------|
| 諏訪市 | 50,348 | 756 | 49,592 | 98.5 |
| 茅野市 | 56,412 | 598 | 55,814 | 98.9 |

出典：環境省ウェブサイト「廃棄物処理技術情報」（平成 25 年度調査結果）

表 2-2-20 し尿処理状況

| 区分 | し尿 | 浄化槽汚泥 | 単位 kL/年 |
|-----|-------|-------|---------|
| | | | 合計 |
| 諏訪市 | 3,362 | 601 | 3,963 |
| 茅野市 | 3,642 | 1,727 | 5,369 |

出典：環境省ウェブサイト「廃棄物処理技術情報」（平成 25 年度調査結果）

2. 廃棄物の処理状況

諏訪市、茅野市におけるごみ処理の状況を表 2-2-21 に示す。

諏訪市で排出されるごみは、諏訪市清掃センター等で、茅野市で排出されるごみは諏訪南行政事務組合（茅野市、富士見町、原村の 3 市町村で構成）が運営する諏訪南清掃センター等で処理されている。

表 2-2-21 ごみ処理状況

| 区分 | 焼却施設 | 粗大ごみ 処理施設 | ごみ堆肥 化施設 | ごみ燃料 化施設 | その他の 資源化等 を行う 施設 | その他 の施設 | 直接資 源化率 | 直接 埋立 | 単位 t |
|-----|--------|--------------|-------------|-------------|---------------------------|------------|------------|----------|--------|
| | | | | | | | | | 合計 |
| 諏訪市 | 15,001 | 0 | 264 | 0 | 3,220 | 0 | 0 | 0 | 18,485 |
| 茅野市 | 17,677 | 0 | 0 | 0 | 2,510 | 0 | 0 | 0 | 20,187 |

出典：環境省ウェブサイト「廃棄物処理技術情報」（平成 25 年度調査結果）

2-7 環境の保全を目的とした関係法令による指定、規制等の状況

1. 大気質

① 環境基本法等

環境基本法に基づく大気汚染に係る環境基準を表 2-2-22 に示す。

表 2-2-22(1) 大気の汚染に係る環境基準

| 物質 | 環境上の条件 |
|---|---|
| 二酸化硫黄 | 1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。 |
| 一酸化炭素 | 1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。 |
| 浮遊粒子状物質 | 1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。 |
| 光化学オキシダント | 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。 |
| 二酸化窒素 | 1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。 |
| 微小粒子状物質 | 1 年間平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。 |
| 環境基準の評価方法 短期的評価（二酸化窒素、微小粒子状物質を除く） 測定を行った日についての 1 時間値の 1 日平均値もしくは 8 時間平均値または各 1 時間値を環境基準と比較して評価を行う。 長期的評価 二酸化窒素 1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、低い方から数えて 98% 目に当たる値（1 日平均値の年間 98% 値）を環境基準と比較して評価を行う。 浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素 1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、高い方から数えて 2% の範囲にある測定値を除外した後の最高値（1 日平均値の年間 2% 除外値）を環境基準と比較して評価を行う。ただし、上記の評価方法にかかわらず環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合には非達成とする。 微小粒子状物質 微小粒子状物質の暴露濃度分布全体を平均的に低減する意味での長期基準と、暴露濃度分布のうち高濃度の出現を減少させる意味での短期基準の両者について、長期的評価を行うものとする。 長期基準に関する評価は、測定結果の 1 年平均値を長期基準（1 年平均値）と比較する。 短期基準に関する評価は、測定結果の 1 日平均値のうち年間 98 パーセントタイル値を代表値として選択し、これを短期基準（1 日平均値）と比較する。 | |

注 1) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活しない地域または場所については、適用しない。

注 2) 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10 μm 以下のものをいう。

注 3) 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。

注 4) 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

注 5) 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、その粒径が 2.5 μm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

出典：「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示 25 号）

「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年 7 月 11 日 環境庁告示 38 号）

「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 21 年 9 月 9 日 環境省告示第 33 号）

「環境大気常時監視マニュアル第 6 版」（平成 22 年 3 月 環境省）

表 2-2-22 (2) 大気汚染に係る環境基準

| 物質 | 環境上の条件 |
|------------|---------------------------------------|
| ベンゼン | 1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。 |
| トリクロロエチレン | 1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。 |
| テトラクロロエチレン | 1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。 |
| ジクロロメタン | 1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。 |

注) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

出典：「ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンによる大気汚染に係る環境基準について」(平成9年2月4日 環境庁告示4号)

「ジクロロメタンによる大気汚染に係る環境基準について」(平成13年6月12日 環管総182号)

② 大気汚染防止法等

大気汚染防止法では、工場事業場に設置されるばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、粉じん発生施設等に対して、排出基準または規制区域等が定められている。また、ダイオキシン類対策特別措置法では、特定施設における排出ガスに含まれるダイオキシン類の排出基準が定められている。大気汚染に係る規制基準を表 2-2-23 に示す。

表 2-2-23 大気汚染防止法等に基づく排出基準

| 物質 | 規制方式 | 規制値 |
|------------------|------------------------|--|
| 硫黄酸化物 | 規制基準(量規制、地域ごとのK値規制方式) | 諏訪市 K=14.5 茅野市 K=17.5 |
| ばいじん | 排出基準(濃度規制、物質種類、施設種類ごと) | 0.04~0.30g/Nm ³ |
| カドミウム及びその化合物 | 同上 | 1.0mg/Nm ³ |
| 塩素及び塩化水素 | 同上 | 塩素 30mg/Nm ³ 塩化水素 700mg/Nm ³ |
| ふっ素、ふっ化水素及びふっ化珪素 | 同上 | 1.0~20mg/Nm ³ |
| 鉛及びその化合物 | 同上 | 10~30mg/Nm ³ |
| 窒素酸化物 | 同上 | 60~800cm ³ /Nm ³ (新規S62.4.1~) (ディーゼル機関除く) |
| ダイオキシン類 | 同上 | 0.1~5ng/Nm ³ |
| 特定粉じん(石綿) | 規制基準(濃度規制) | 10本/L |

出典：「大気汚染防止法」(昭和43年6月10日 法律第97号)

「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年7月16日 法律第105号)

2. 騒音

① 環境基本法

環境基本法に基づく騒音に係る環境基準を表 2-2-24 に、道路に面する地域に係る環境基準を表 2-2-25 に、幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準を表 2-2-26 に、騒音の環境基準に係る地域の類型区分を表 2-2-27 に示す。

対象事業実施区域は、騒音に係る環境基準の地域の類型に該当しないため、騒音に係る環境基準は適用されないが、周辺の県道諏訪茅野線沿い(敷地境界から15m)などに幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準が適用される。

表 2-2-24 騒音に係る環境基準（等価騒音レベル）

| 地域の類型 | 時間帯の区分 | |
|-------|----------------|-------------------|
| | 昼間(午前6時～午後10時) | 夜間(午後10時～翌日の午前6時) |
| AA | 50 デシベル以下 | 40 デシベル以下 |
| A及びB | 55 デシベル以下 | 45 デシベル以下 |
| C | 60 デシベル以下 | 50 デシベル以下 |

注 1) AA をあてはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

注 2) A をあてはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

注 3) B をあてはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

注 4) C をあてはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

表 2-2-25 道路に面する地域に係る環境基準（等価騒音レベル）

| 地域の区分 | 時間帯の区分 | |
|--|-----------|-----------|
| | 昼間 | 夜間 |
| A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 | 60 デシベル以下 | 55 デシベル以下 |
| B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域 | 65 デシベル以下 | 60 デシベル以下 |

注) 車線とは一縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

表 2-2-26 幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準（等価騒音レベル）

| 基準値 | |
|-----------|-----------|
| 昼間 | 夜間 |
| 70 デシベル以下 | 65 デシベル以下 |

備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45 デシベル以下、夜間にあっては40 デシベル以下)によることができる。

注 1) 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第3条の規定による高速自動車道、一般国道、県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。)をいう。

注 2) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じて道路端から距離によりその範囲を特定する。

(1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル

(2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

出典：「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日 環境庁告示64号)

表 2-2-27 騒音の環境基準に係る地域の類型区分抜粋

| 類型区分 | 区分 | 用途地域の区分 |
|------|-----|---|
| A | 諏訪市 | 第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 |
| | 茅野市 | 第一種低層住宅専用地域 第一種中高層住宅専用地域 第二種中高層住宅専用地域 宮川の一部 玉川の一部 金沢の一部 湖東の一部 中大塩の一部 |
| B | 諏訪市 | 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 |
| | 茅野市 | 第一種住居地域(玉川の一部を除く) 第二種住居地域 準住居地域 湖東の一部 中大塩の一部 |
| C | 諏訪市 | 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 |
| | 茅野市 | 近隣商業地域 商業地域 準工業地域(湖東の一部及び中大塩の一部を除く) |

備考 1 第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた用途地域をいう。

出典：「諏訪市告示第45号」(平成24年3月30日)、「茅野市告示第117号第2関係」(平成24年3月30日)

② 騒音規制法

ア 工場騒音

騒音規制法に基づく特定工場等に係る規制基準を表 2-2-28 に、騒音規制地域等の指定を表 2-2-29 に示す。

工場、事業場騒音については、特定施設を有する工場、事業場に対し、区域の区分に応じて時間区分ごとに規制基準が定められている。

なお、特定施設とは、騒音規制法第 2 条 1 項における工場または事業場に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設であって、政令で定めるものをいい、特定工場とは特定の施設を有する工場、事業場をいう。

対象事業では、木材のチップ化等において、騒音規制法の特定工場等の適応を受ける可能性があるが、対象事業実施区域は、用途地域の区分がないため、騒音規制地域等の指定はない。

表 2-2-28 特定工場等に関する騒音の区域の区分

| 区域の区分 | 時間の区分 | | |
|---------|-----------------------|----------------------------------|----------------------|
| | 昼間 (区分 8:00～18:00) | 朝 (6:00～8:00) 夕 (18:00～21:00) | 夜間 (21:00～翌 6:00) |
| 第 1 種区域 | 50 デシベル | 45 デシベル | 45 デシベル |
| 第 2 種区域 | 60 デシベル | 50 デシベル | 50 デシベル |
| 第 3 種区域 | 65 デシベル | 65 デシベル | 55 デシベル |
| 第 4 種区域 | 70 デシベル | 70 デシベル | 65 デシベル |

備考
1 規制基準は、特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度をいう。
2 第 2 種区域、第 3 種区域または第 4 種区域の区域内に所在する学校教育法第一条に規定する学校、児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における当該基準は、それぞれの基準値から 5 デシベルを減じた値とする。

出典：「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年 11 月 27 日 厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示 1 号）

表 2-2-29 騒音規制地域等の指定

| 類型区分 | 区分 | 用途地域の区分 |
|---------|-----|--|
| 第 1 種区域 | 諏訪市 | 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域 |
| | 茅野市 | 第一種低層住居専用地域 |
| 第 2 種区域 | 諏訪市 | 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 |
| | 茅野市 | 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 湖東の一部 中大塩の一部 |
| 第 3 種区域 | 諏訪市 | 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 |
| | 茅野市 | 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 (湖東の一部及び中大塩の一部を除く) |
| 第 4 種区域 | 諏訪市 | 工業地域 |
| | 茅野市 | 工業地域 |

備考
1 この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 2 条の規定により定められた用途地域をいう。

出典：「諏訪市告示第 45 号」（平成 24 年 3 月 30 日）、「茅野市告示第 116 号第 1 関係」（平成 24 年 3 月 30 日）

イ 道路交通騒音

騒音規制法に基づく道路に面する地域の要請限度を表 2-2-30、道路交通騒音に係る知事等が定める区域を表 2-2-31 に示す。

なお、要請限度とは、道路交通騒音により周辺の生活が著しく損なわれると認められるときに、都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を執るよう要請し、道路構造に関して、道路管理者または関係行政機関の長に意見を述べることができる限度である。

対象事業実施区域には騒音規制法に基づく道路に面する地域の要請限度の指定はないが、周辺の県道諏訪茅野線沿いなどに幹線交通を担う道路に近接する地域（敷地境界から 15m）、幹線交通を担う道路に近接する空間（敷地境界から 15m 以遠）の要請限度が適用される。

表 2-2-30 騒音規制法に基づく道路に面する地域の要請限度

| 区域の区分 | 時間の区分 | |
|---|--------------------|----------------------|
| | 昼間 (6:00～22:00) | 夜間 (22:00～翌 6:00) |
| a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域 | 65 デシベル以下 | 55 デシベル以下 |
| a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域 | 70 デシベル以下 | 65 デシベル以下 |
| b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域 | 75 デシベル以下 | 70 デシベル以下 |

注 1) 表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近隣する区域（2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20m までの範囲をいう）に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては 75 デシベル、夜間においては 70 デシベルとする。

注 2) 車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

注 3) 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第 3 条の規定による高速自動車道、一般国道、県道及び市町村道（市町村道にあつては 4 車線以上の区間に限る。）をいう。

注 4) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じて道路端から距離によりその範囲を特定する。

- (1) 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 メートル
- (2) 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20 メートル

出典：「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（要請限度）」（平成 12 年 3 月 2 日総理府令第 15 号）

表 2-2-31 道路交通騒音に係る知事等が定める区域

| 類型区分 | 区分 | 用途地域の区分 |
|------|-----|---|
| A | 諏訪市 | 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域 |
| | 茅野市 | 第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域 |
| B | 諏訪市 | 第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域 |
| | 茅野市 | 第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域 |
| C | 諏訪市 | 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域 |
| | 茅野市 | 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域 |

備考

1 この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 2 条の規定により定められた用途地域をいう。

出典：「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令の地域指定状況」（昭和 50 年 2 月 27 日 県告示第 97 号）、「諏訪市告示第 45 号」（平成 24 年 3 月 30 日）、「茅野市告示第 116 号第 4 関係」（平成 24 年 3 月 30 日）

ウ 建設作業騒音

騒音規制法に基づく特定建設作業騒音に係る騒音の規制基準を表 2-2-32 に、特定建設作業に関する騒音の地域の区分を表 2-2-33 に示す。

なお、対象事業に伴う建設工事は、バックホウ等を使用する予定であるため騒音規制法に係る特定建設作業に該当するが、特定建設作業に関する騒音の区域の区分である第 1 号区域～第 2 号区域に該当しない。

表 2-2-32 特定建設作業に関する騒音の規制基準

| 項目 | 内容 | 適用除外 ^{注1)} |
|----------------------------|---|--------------------------|
| 特定建設作業の種類 | 1～8 ^{注3)} | 当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く |
| 規制基準 | 基準値：85dB 測定位置：作業場所の敷地の境界線 | — |
| 作業時間帯 | 第 1 号区域 ^{注4)} ：午後 7 時～翌日の午前 7 時までの時間内でないこと 第 2 号区域 ^{注4)} ：午後 10 時～翌日の午前 6 時までの時間内でないこと | A B C D |
| 1 日当たりの作業時間 ^{注2)} | 第 1 号区域 ^{注4)} ：1 日 10 時間*を超えないこと 第 2 号区域 ^{注4)} ：1 日 14 時間*を超えないこと | A B |
| 作業期間 | 連続 6 日を超えないこと | A B |
| 作業日 | 日曜日その他の休日でないこと | A B C E F |

注) 1. 適用除外は以下に示すとおりである。

- A：災害、その他非常事態の発生により緊急に作業を必要とする場合
- B：人の生命または身体への危険防止のため特に作業を必要とする場合
- C：鉄道、軌道の正常な運行を確保するため作業を必要とする場合
- D：道路法による占用許可（協議）または道路交通法による使用許可（協議）により夜間に作業を必要とする場合
- E：道路法による占用許可（協議）または道路交通法による使用許可（協議）により日曜日その他の休日に作業を必要とする場合
- F：電気事業法施行規則による変電所の変更工事において日曜日その他の休日に作業を必要とする場合

2. 基準値を超えている場合、1 日の作業時間を※の時間未満 4 時間以上の間において短縮させることを勧告又は命令できる。

3. 特定建設作業の種類

| | |
|---|--------------------------------|
| 1 | くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業 |
| 2 | びょう打機を使用する作業 |
| 3 | さく岩機を使用する作業 |
| 4 | 空気圧縮機を使用する作業 |
| 5 | コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業 |
| 6 | バックホウを使用する作業 |
| 7 | トラクターショベルを使用する作業 |
| 8 | ブルドーザーを使用する作業 |

出典：特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和 43 年 11 月 17 日厚生省建設省告示第 1 号）及び同基準の一部を改正する件（平成 24 年 3 月 30 日環境省告示第 53 号）、騒音規制法施行令（昭和 43 年 11 月 27 日政令第 324 号）

表 2-2-33 特定建設作業に関する騒音の地域の区分

| 区分 | 地域 |
|-------|--|
| 第1号区域 | 騒音規制法に基づく規制区域（表 2-2-29 参照）のうち、次に掲げる区域 |
| | 1 第1種区域として定められた区域 |
| | 2 第2種区域として定められた区域 |
| | 3 第3種区域として定められた区域 |
| 第2号区域 | 4 第4種区域として定められた区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね 80 メートルの区域 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に規定する保育所 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム |
| | 騒音規制法第 3 条第 1 項の規定に基づく指定地域及び同法第 4 条第 1 項の規定に基づく騒音の規制基準により指定された地域のうち、第 1 号区域以外の区域 |

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年 11 月 27 日 厚生省・建設省告示 1 号）

3. 振動

① 工場振動

振動規制法に基づく特定工場等に係る振動の規制基準を表 2-2-34 に示す。

なお、特定施設とは、振動規制法第 2 条第 1 項における工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい振動を発生する施設であって政令で定めるものをいい、特定工場とは特定施設を有する工場、事業場をいう。

対象事業は振動規制法に基づく特定工場等には該当しない。

表 2-2-34 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

| 区域の区分 | 時間の区分 | |
|--|----------------------|-------------------------|
| | 昼間（午前 7 時から午後 7 時まで） | 夜間（午後 7 時から翌日の午前 7 時まで） |
| 第 1 種区域 | 65 デシベル | 60 デシベル |
| 第 2 種区域 | 70 デシベル | 65 デシベル |
| 備考 | | |
| 1 第 1 種区域及び第 2 種区域とは、それぞれ振動規制法第 3 条第 1 項の規定に基づく地域の指定状況に掲げる区域をいう。 | | |
| 2 第 1 種区域及び第 2 種区域内に所在する学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型こども園の敷地の周囲 50 メートルの区域内における規制基準値は、上欄に掲げるそれぞれの基準値から 5 デシベルを減じた値とする。 | | |

出典：「諏訪市告示第 46 号」（平成 24 年 3 月 30 日）、「茅野市告示第 117 号第 2 関係」（平成 24 年 3 月 30 日）

② 道路交通振動

振動規制法に基づく道路に面する地域の要請限度を表 2-2-35 に、振動規制地域等の指定を表 2-2-36 に示す。

対象事業実施区域は、用途地域指定がなされていないことから、区域の区分に指定されていない。

表 2-2-35 道路交通振動の限度（要請限度）

| 区域の区分 | 時間の区分 | |
|---------|----------------------|-------------------------|
| | 昼間（午前 7 時から午後 7 時まで） | 夜間（午後 7 時から翌日の午前 7 時まで） |
| 第 1 種区域 | 65 デシベル | 60 デシベル |
| 第 2 種区域 | 70 デシベル | 65 デシベル |

出典）振動規制法施行規則（昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号）

表 2-2-36 振動規制法に基づく規制区域

| 類型区分 | 区分 | 用途地域の区分 |
|---|-----|---|
| 第 1 種区域 | 諏訪市 | 第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 |
| | 茅野市 | 第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 湖東の一部 |
| 第 2 種区域 | 諏訪市 | 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 |
| | 茅野市 | 近隣商業地域 商業地域 準工業地域(湖東の一部及び中大塩の一部を除く) |
| 備考 1 この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 2 条の規定により定められた用途地域をいう。 | | |

出典：「諏訪市告示第 46 号」（平成 24 年 3 月 30 日）、「茅野市告示第 117 号第 1 関係」（平成 24 年 3 月 30 日）

③ 建設作業振動

振動規制法に基づく特定建設作業に係る振動の規制基準を表 2-2-37 に示す。

なお、対象事業に伴う建設工事計画においては明確にはなっていないものの、調整池の掘削等においてブレーカー等の振動規制法に係る特定建設作業を実施する可能性があるが、対象事業実施区域は用途地域指定がなされていないことから、第 1 号区域～第 2 号区域に該当しない。

表 2-2-37 特定建設作業に係る振動の規制基準

| 項目 | 内容 | 適用除外 ^{注1)} |
|---------------------------|---|--------------------------|
| 特定建設作業の種類 | 1~4 ^{注3)} | 当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く |
| 規制基準 | 基準値：75dB 測定位置：作業場所の敷地の境界線 | — |
| 作業時間帯 | 第1号区域 ^{注4)} ：午後7時～翌日の午前7時までの時間内でないこと 第2号区域 ^{注4)} ：午後10時～翌日の午前6時までの時間内でないこと | A B C D |
| 1日当たりの作業時間 ^{注2)} | 第1号区域 ^{注4)} ：1日10時間※を超えないこと 第2号区域 ^{注4)} ：1日14時間※を超えないこと | A B |
| 作業期間 | 連続6日を超えないこと | A B |
| 作業日 | 日曜日その他の休日でないこと | A B C E F |

注) 1. 適用除外は以下に示すとおりである。

- A：災害、その他非常事態の発生により緊急に作業を必要とする場合
 - B：人の生命または身体への危険防止のため特に作業を必要とする場合
 - C：鉄道、軌道の正常な運行を確保するため作業を必要とする場合
 - D：道路法による占用許可（協議）または道路交通法による使用許可（協議）により夜間に作業を必要とする場合
 - E：道路法による占用許可（協議）または道路交通法による使用許可（協議）により日曜日その他の休日に作業を必要とする場合
 - F：電気事業法施行規則による変電所の変更工事において日曜日その他の休日に作業を必要とする場合
2. 基準値を超えている場合、1日の作業時間を上表の※で定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告又は命令できる。
3. 特定建設作業の種類

| | |
|---|---------------------------|
| 1 | くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業 |
| 2 | 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 |
| 3 | 舗装版破砕機を使用する作業 |
| 4 | ブレーカーを使用する作業 |

4. 第1号区域：法第三条第一項の規定により指定された地域のうち、次のいずれかに該当する区域として都道府県知事が指定した区域

イ 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域であること。

ロ 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域であること。

ハ 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であつて、相当数の住居が集合しているため、振動の発生を防止する必要がある区域であること。

ニ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する保育所、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院及び同条第三項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね八十メートルの区域内であること。

第2号区域：法第三条第一項の規定により指定された地域のうち、前号に掲げる区域以外の区域

出典：振動規制法施行規則（昭和51年11月10日総理府令第58号）、振動規制法施行令（昭和51年10月22日政令第280号）

4. 悪臭

悪臭防止法に基づく特定悪臭物質の規制基準を表 2-2-38 に、悪臭規制地域等の指定を表 2-2-39 に示す。

対象事業実施区域は、用途地域指定がなされていないことから、悪臭規制地域に指定されていない。

表 2-2-38(1) 敷地境界線の地表における規制基準

| 特定悪臭物質等の名称 | 単位 | 敷地境界の規制基準 | | 敷地境界 | 排水水 |
|---------------|-------|-----------|--------|------|-----|
| | | 第 1 地域 | 第 2 地域 | | |
| アンモニア | ppm | 2 | 5 | ○ | |
| メチルメルカプタン | | 0.004 | 0.01 | ○ | ○ |
| 硫化水素 | | 0.06 | 0.2 | ○ | ○ |
| 硫化メチル | | 0.05 | 0.2 | ○ | ○ |
| トリメチルアミン | | 0.02 | 0.07 | ○ | |
| 二硫化メチル | | 0.03 | 0.1 | ○ | ○ |
| アセトアルデヒド | | 0.1 | 0.5 | ○ | |
| プロピオンアルデヒド | | 0.05 | 0.1 | ○ | |
| ノルマルブチルアルデヒド | | 0.009 | 0.03 | ○ | |
| イソブチルアルデヒド | | 0.02 | 0.07 | ○ | |
| ノルマルバレールアルデヒド | | 0.009 | 0.02 | ○ | |
| イソバレールアルデヒド | | 0.003 | 0.006 | ○ | |
| イソブタノール | | 0.9 | 4 | ○ | |
| 酢酸エチル | | 3 | 7 | ○ | |
| メチルイソブチルケトン | | 1 | 3 | ○ | |
| トルエン | | 10 | 30 | ○ | |
| キシレン | | 1 | 2 | ○ | |
| スチレン | | 0.8 | 2 | ○ | |
| プロピオン酸 | | 0.07 | 0.2 | ○ | |
| ノルマル酪酸 | | 0.002 | 0.006 | ○ | |
| ノルマル吉草酸 | 0.002 | 0.004 | ○ | | |
| イソ吉草酸 | 0.004 | 0.01 | ○ | | |

出典：「悪臭防止法」（昭和 46 年 6 月 1 日 法律第 91 号）

「規制地域の指定状況」（昭和 50 年 3 月 10 日 県告示第 114 号）

表 2-2-38(2) 排出口からの排水水中における規制基準

| 特定悪臭物質の名称 | 規制区域の区分 | 排水水の流量区分 (m ³ /秒) | | |
|------------------|---------|------------------------------|---------------------|------------|
| | | 0.001 以下の場合 | 0.001 を超え、0.1 以下の場合 | 0.1 を超える場合 |
| メチルメルカプタン (mg/L) | 第 1 種地域 | 0.06 | 0.01 | 0.003 |
| | 第 2 種地域 | 0.2 | 0.03 | 0.007 |
| 硫化水素 (mg/L) | 第 1 種地域 | 0.3 | 0.07 | 0.02 |
| | 第 2 種地域 | 1 | 0.2 | 0.05 |
| 硫化メチル (mg/L) | 第 1 種地域 | 2 | 0.3 | 0.07 |
| | 第 2 種地域 | 6 | 1 | 0.3 |
| 二硫化メチル (mg/L) | 第 1 種地域 | 2 | 4 | 0.09 |
| | 第 2 種地域 | 6 | 1 | 0.3 |

出典：「悪臭防止法」（昭和 46 年 6 月 1 日 法律第 91 号）、「規制地域の指定状況」（昭和 50 年 3 月 10 日 県告示第 114 号）

表 2-2-39 悪臭規制地域等の指定

| 類型区分 | 区分 | 用途地域の区分 |
|---------|-----|---|
| 第 1 種区域 | 諏訪市 | 第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 |
| | 茅野市 | 第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域 |
| 第 2 種区域 | 諏訪市 | 工業地域 |
| | 茅野市 | 工業地域 |

備考

1 この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 2 条の規定により定められた用途地域をいう。

出典：「諏訪市告示第 44 号」（平成 24 年 3 月 30 日）、「茅野市告示第 118 号第 1 関係」（平成 24 年 3 月 30 日）

5. 水質

① 河川及び湖沼

ア 環境基準

環境基本法に基づく人の健康の保護に関する環境基準及びダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類に関する水質の環境基準を表 2-2-40 に示す。また、生活環境の保全に関する河川の環境基準を表 2-2-41、湖沼の環境基準を表 2-2-42 に示す。

対象事業実施区域は諏訪湖水系に位置しており、区域内の河川には類型区分の指定はないが、対象事業実施区域内の南側を流れる上川全域が A 類型に指定されている。

表 2-2-40 人の健康の保護に関する環境基準

| 項目 | 基準値 | 項目 | 基準値 |
|---------------------|---------------|-------------------|--------------|
| カドミウム | 0.003mg/L 以下 | 1,1,2-トリクロロエタン | 0.006mg/L 以下 |
| 全シアン | 検出されないこと。 | トリクロロエチレン | 0.01mg/L 以下 |
| 鉛 | 0.01mg/L 以下 | テトラクロロエチレン | 0.01mg/L 以下 |
| 六価クロム | 0.05mg/L 以下 | 1,3-ジクロロプロペン | 0.002mg/L 以下 |
| 砒素 | 0.01mg/L 以下 | チウラム | 0.006mg/L 以下 |
| 総水銀 | 0.0005mg/L 以下 | シマジン | 0.003mg/L 以下 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと。 | チオベンカルブ | 0.02mg/L 以下 |
| PCB | 検出されないこと。 | ベンゼン | 0.01mg/L 以下 |
| ジクロロメタン | 0.02mg/L 以下 | セレン | 0.01mg/L 以下 |
| 四塩化炭素 | 0.002mg/L 以下 | 硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 | 10mg/L 以下 |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.004mg/L 以下 | ふっ素 | 0.8mg/L 以下 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 0.1mg/L 以下 | ほう素 | 1mg/L 以下 |
| シス-1,2-ジクロロ エチレン | 0.04mg/L 以下 | 1,4-ジオキサン | 0.05mg/L 以下 |
| 1,1,1-トリクロロ エタン | 1mg/L 以下 | ダイオキシン類 | 1pg-TEQ/L 以下 |

注 1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注 2) 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量下限を下回ることをいう。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日 環境省告示第 59 号）「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号）

表 2-2-41(1) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

ア BOD 等

| 類型 | 利用目的の 適応性 | 基準値 | | | | | 該当水域 |
|----|---|---------------------|-------------------------|----------------------------------|-------------------|--------------------------|-----------------------------|
| | | 水素イオン 濃度 (pH) | 生物化学的 酸素要求量 (BOD) | 浮遊物 質量 (SS) | 溶存酸 素量 (DO) | 大腸菌群 数 | |
| AA | 水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの | 6.5 以上 8.5 以下 | 1mg/L 以下 | 25mg/L 以下 | 7.5mg/L 以上 | 50MPN/ 100mL 以下 | 別に水域 類型ごと に指定す る水域 |
| A | 水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄 に掲げるもの | 6.5 以上 8.5 以下 | 2mg/L 以下 | 25mg/L 以下 | 7.5mg/L 以上 | 1,000MPN/ 100mL 以下 | |
| B | 水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの | 6.5 以上 8.5 以下 | 3mg/L 以下 | 25mg/L 以下 | 5mg/L 以上 | 5,000MPN/ 100mL 以下 | |
| C | 水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄 に掲げるもの | 6.5 以上 8.5 以下 | 5mg/L 以下 | 50mg/L 以下 | 5mg/L 以上 | - | |
| D | 工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲 げるもの | 6.0 以上 8.5 以下 | 8mg/L 以下 | 100mg/L 以下 | 2mg/L 以上 | - | |
| E | 工業用水3級 環境保全 | 6.0 以上 8.5 以下 | 10mg/L 以下 | ごみ等 の浮遊 が認め られない こと。 | 2mg/L 以上 | - | |

備考1 基準値は日間平均とする。
2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。

注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注2) 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注3) 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

注4) 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

注5) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

表 2-2-41 (2) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

イ 全亜鉛、ノニフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

| | 水生生物の生息状況の適応性 | 基準値 | | | 該当水域 |
|------|---|----------------|------------------|----------------------|-----------------|
| | | 全亜鉛 | ノニフェノール | 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 | |
| 生物A | イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域 | 0.03mg/L 以下 | 0.001mg/L 以下 | 0.03mg/L 以下 | 別に水域類型ごとに指定する水域 |
| 生物特A | 生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域 | 0.03mg/L 以下 | 0.0006mg/L 以下 | 0.02mg/L 以下 | |
| 生物B | コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生育する水域 | 0.03mg/L 以下 | 0.002mg/L 以下 | 0.05mg/L 以下 | |
| 生物特B | 生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域 | 0.03mg/L 以下 | 0.002mg/L 以下 | 0.04mg/L 以下 | |

備考：基準値は、年間平均値とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

表 2-2-42 (1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

ア COD 等

| 類型 | 利用目的の適応性 | 基準値 | | | | | 該当水域 |
|----|-------------------------------------|------------------|------------------|------------------|---------------|--------------------------|-----------------|
| | | 水素イオン濃度 (pH) | 生物化学的酸素要求量 (BOD) | 浮遊物質質量 (SS) | 溶存酸素量 (DO) | 大腸菌群数 | |
| AA | 水道1級 水産1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの | 6.5 以上 8.5 以下 | 1mg/L 以下 | 1mg/L 以下 | 7.5mg/L 以上 | 50MPN/ 100mL 以下 | 別に水域類型ごとに指定する水域 |
| A | 水道2、3級 水産2級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの | 6.5 以上 8.5 以下 | 3mg/L 以下 | 5mg/L 以下 | 7.5mg/L 以上 | 1,000MPN/ 100mL 以下 | |
| B | 水産3級 工業用水1級及びCの欄に掲げるもの | 6.5 以上 8.5 以下 | 5mg/L 以下 | 15mg/L 以下 | 5mg/L 以上 | - | |
| C | 工業用水2級 環境保全 | 6.5 以上 8.5 以下 | 8mg/L 以下 | ごみ等の浮遊が認められないこと。 | 2mg/L 以上 | - | |

備考：水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質質量の項目の基準値は適用しない。

注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注2) 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注3) 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水産生物用

注4) 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は特殊の浄水操作を行うもの

注5) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

表 2-2-42(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

イ 全窒素、全磷

| 類型 | 利用目的の適応性 | 基準値 | | 該当水域 |
|--|--|------------|--------------|-----------------|
| | | 全窒素 | 全磷 | |
| I | 自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの | 0.1mg/L 以下 | 0.005mg/L 以下 | 別に水域類型ごとに指定する水域 |
| Ⅱ | 水道 1、2、3 級（特殊なものを除く。） 水産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの | 0.2mg/L 以下 | 0.01mg/L 以下 | |
| Ⅲ | 水道 3 級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの | 0.4mg/L 以下 | 0.03mg/L 以下 | |
| Ⅳ | 水産 2 種及びⅤの欄に掲げるもの | 0.6mg/L 以下 | 0.05mg/L 以下 | |
| Ⅴ | 水産 3 種 工業用水 農業用水 環境保全 | 1mg/L 以下 | 0.1mg/L 以下 | |
| 備考 | | | | |
| 1 基準値は、年間平均値とする。 | | | | |
| 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 | | | | |
| 3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。 | | | | |

注 1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注 2) 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注 3) 水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び 3 種の水産生物用
水産 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用
水産 3 種：コイ、フナ等の水産生物用

注 4) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号）

ウ 全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

| | 水生生物の生息状況の適応性 | 基準値 | | | 該当地域 |
|-------|---|-------------|----------------|----------------------|-----------------|
| | | 全亜鉛 | ノニルフェノール | 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 | |
| 生物 A | イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域 | 0.03mg/L 以下 | 0.001 mg/L 以下 | 0.03mg/L 以下 | 別に水域類型ごとに指定する水域 |
| 生物特 B | 生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域 | 0.03mg/L 以下 | 0.0006 mg/L 以下 | 0.02mg/L 以下 | |
| 生物 B | コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生育する水域 | 0.03mg/L 以下 | 0.002 mg/L 以下 | 0.05mg/L 以下 | |
| 生物特 B | 生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域 | 0.03mg/L 以下 | 0.002 mg/L 以下 | 0.04mg/L 以下 | |

イ 水質汚濁防止法に基づく排水基準等

水質汚濁防止法に基づく排水基準及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく排水基準を表 2-2-43 及び表 2-2-44 に示す。

また、長野県公害防止に関する条例に基づく上乘せ排水基準の一例を表 2-2-45 に示す。

なお、対象事業は、水質汚濁防止法及び長野県公害防止に関する条例に基づく特定施設を設置する計画はない。

表 2-2-43 排水基準（有害物質に関する項目）

| 有害物質の種類 | 許容限度 |
|---|---|
| カドミウム及びその化合物 | 0.03mg/L |
| シアン化合物 | 1mg/L |
| 有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。） | 1mg/L |
| 鉛及びその化合物 | 0.1mg/L |
| 六価クロム化合物 | 0.5mg/L |
| 砒素及びその化合物 | 0.1mg/L |
| 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 | 0.005mg/L |
| アルキル水銀化合物 | 検出されないこと。 |
| ポリ塩化ビフェニル | 0.003mg/L |
| トリクロロエチレン | 0.1mg/L |
| テトラクロロエチレン | 0.1mg/L |
| ジクロロメタン | 0.2mg/L |
| 四塩化炭素 | 0.02mg/L |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.04mg/L |
| 1,1-ジクロロエチレン | 1mg/L |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.4mg/L |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 3mg/L |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 0.06mg/L |
| 1,3-ジクロロプロペン | 0.02mg/L |
| チウラム | 0.06mg/L |
| シマジン | 0.03mg/L |
| チオベンカルブ | 0.2mg/L |
| ベンゼン | 0.1mg/L |
| セレン及びその化合物 | 0.1mg/L |
| ほう素及びその化合物 | 10mg/L（海域以外の公共用水域に排出されるもの） 230mg/L（海域に排出されるもの） |
| ふっ素及びその化合物 | 8mg/L（海域以外の公共用水域に排出されるもの） 15mg/L（海域に排出されるもの） |
| アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 | 100mg/L（アンモニア性窒素×0.4＋亜硝酸性窒素＋硝酸性窒素） |
| 1,4-ジオキサン | 0.5mg/L |
| ダイオキシン類 | 10pg-TEQ/L |

備考) 1. 「検出されないこと。」とは、第二条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和四十九年政令第三百六十三号）の施行の際、現にゆう出している温泉（温泉法（昭和二十三年法律第二百五号）第二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。

注) 本表による適用に対応することが現時点での排水処理技術等に照らして困難な業種については、別表 1(省略)に掲げる暫定排水基準の適用を受けるものとする。

出典：排水基準を定める省令（昭和 46 年 6 月 21 日総理府令第 35 号）

表 2-2-44 排水基準（生活環境に係る項目）

| 項目 | 許容限度 |
|---|------------------------------|
| pH | 5.8 以上 8.6 以上 |
| BOD | 160（日間平均 120）mg/L |
| COD | 160（日間平均 120）mg/L |
| Ss | 200（日間平均 150）mg/L |
| ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量） | 5mg/L |
| ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （動植物油脂類含有量） | 30mg/L |
| フェノール類含有量 | 5mg/L |
| 銅含有量 | 3mg/L |
| 亜鉛含有量 | 2mg/L |
| 溶解性鉄含有量 | 10mg/L |
| 溶解性マンガン含有量 | 10mg/L |
| クロム含有量 | 2mg/L |
| 大腸菌群数 | 日間平均 3,000 個/cm ³ |
| 窒素含有量 | 120（日間平均 60）mg/L |
| リン含有量 | 16（日間平均 8）mg/L |
| 備考 | |
| 1 「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。 | |
| 2 この表の排水基準は、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50m ³ 以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。 | |
| 3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を採掘する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。 | |
| 4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現に湧出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。 | |
| 5 生物化学的酸素要求量(BOD)についての排出基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量(COD)についての排出基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。 | |
| 6 窒素含有量についての排出基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1L につき 9,000mg を超えるものを含む。）として環境大臣が定める海域及びこれに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。 | |
| 7 リン含有量についての排水基準は、リンが湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。 | |

出典：「排水基準を定める省令」（昭和 46 年 6 月 21 日 総理府令第 35 号）

表 2-2-45(1) 上乘せ排水基準（有害物質に関する項目）

| 区分 | 項目 | 許容限度 |
|---------------------------------------|--------------------------|-----------|
| 水質汚濁防止法第 2 条第 2 項に規定する特定施設を有する工場又は事業場 | カドミウム及びその化合物 | 0.05mg/L |
| | シアン化合物 | 0.5mg/L |
| | 六価クロム化合物 | 0.3mg/L |
| | 水銀及びアルキル水銀、 その他の水銀化合物 | 0.003mg/L |

注) 特定施設とは、次の各号のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設で政令で定めるものをいう。
 1. カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質（以下「有害物質」という。）を含むこと。
 2. 化学的酸素要求量その他の水の汚染状態（熱によるものを含み、前号に規定する物質によるものを除く。）を示す項目として政令で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。
 出典：「公害の防止に関する条例」（昭和 48 年 3 月 30 日 長野県条例第 11 号第 16 条）

表 2-2-45(2) 上乘せ排水基準（生活環境に関する項目 pH、銅、亜鉛、クロム）
（畜産農業、無機顔料、その他の無機化学工業、医薬品、農薬、皮革、ガラス製品、窯業原料、
鉄鋼、非鉄金属、金属製品機会機器、酸・アルカリ表面処理、電気メッキ以外）（諏訪湖水域に
おける新設事業場^注）

| 排水量区分（日平均） | 項目及び許容限度 | | | |
|----------------------|----------|-------------|--------------|---------------|
| | pH | 銅 (mg/L) | 亜鉛 (mg/L) | クロム (mg/L) |
| 50m ³ 未満 | — | — | — | — |
| 500m ³ 以上 | — | — | — | 1 |

注) 諏訪湖水域において、昭和 48 年 6 月 24 日以降において新たに設置されている施行令別表第 1 の 1、1 の 2、11、12、18 の 2、18 の 3、19、20、21、21 の 2、21 の 3、21 の 4、22、23、23 の 2、24、25、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、41、42、43、44、45、46、48、50、51、51 の 2、51 の 3、54、55、56、57、59、60、63 の 2、64、64 の 2、66 の 2、66 の 3、66 の 4、66 の 5、66 の 6、66 の 7、67、68、68 の 2、69 の 2、69 の 3、70、70 の 2、71、71 の 2、71 の 3、71 の 4、71 の 5、71 の 6、73 又は 74 に掲げる特定施設を有する工場又は事業場

出典：「公害の防止に関する条例」（昭和 48 年 3 月 30 日 長野県条例第 11 号第 16 条）

表 2-2-45(3) 上乘せ排水基準（生活環境に関する項目 pH、銅、亜鉛、クロム）（寒天製造業・
清酒製造業、畜産農業以外の業種^注）（新設事業場）

| 排水量区分（日平均） | 項目及び許容限度 | | | |
|---|----------------|------|-----------|------|
| | BOD又はCOD(mg/L) | | S S(mg/L) | |
| | 最大 | 日間平均 | 最大 | 日間平均 |
| 10m ³ 以上 50m ³ 未満 | 60 | 40 | 90 | 60 |
| 50m ³ 以上 | 30 | 20 | 50 | 30 |

注) 施行令別表第 1 に掲げる特定施設を有する工場若しくは事業場。ただし 1 の 2 に掲げる豚房、牛房、馬房を有する事業場を除く。

湖沼法施行令で湖沼特定施設とみなされるちゅう房施設、洗浄施設、入浴施設を有する病院及びし尿処理浄化槽を有する工場若しくは事業場を含む。

出典：「公害の防止に関する条例」（昭和 48 年 3 月 30 日 長野県条例第 11 号第 16 条）

ア 湖沼水質保全特別措置法に基づく規制基準等

湖沼水質保全特別措置法第 3 条に基づく指定湖沼として諏訪湖は指定されており、諏訪湖に係る指定地域及び規制基準等が定められている。湖沼水質保全特別措置法に基づく規制対象地域及び規制対象施設を表 2-2-46 に、上乘せ排水基準の一例を表 2-2-47 に示す。

対象事業実施区域は、湖沼水質保全特別措置法第 7 条に基づく規制対象地域に位置するが、同法第 7 条に基づく規制対象施設には該当しない。

表 2-2-46 湖沼水質保全特別措置法第 7 条に基づく規制対象地域及び規制対象施設

| 規制対象地域 | 規制対象施設 |
|------------|--|
| 諏訪市 茅野市 | 湖沼特定施設を設置する工場・事業場で 1 日当たりの平均的な排水量が 50m ³ 以上のもの。 |
| | <p>【湖沼特定施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁防止法第 2 条第 2 項に規制する特定施設 ・湖沼水質保全特別措置法第 14 条の規制により当該特定施設とみなされる次の施設 <ul style="list-style-type: none"> ア 病院（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定するものをいう。）で病床数が 120 以上 299 以下であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの。 <ul style="list-style-type: none"> (イ) ちゅう房施設 (ロ) 洗浄施設 (ハ) 入浴施設 イ 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 388 号）第 32 条第 1 項の表に規定する算出方法により算定した処理対象人員が 201 人以上 500 人以下のし尿浄化槽 |

出典：「湖沼水質保全特別措置法施行令」（昭和 60 年 3 月 20 日政令第 37 号）

「湖沼水質保全特別措置法第三条第一項及び第二項の規定に基づく指定湖沼及び指定地域」（昭和 61 年 10 月 31 日 総理府告示 24 号）

表 2-2-47 湖沼水質保全特別措置法第 7 条に基づく規制対象施設における上乗せ排水基準
(天然寒天製造業・清酒製造業、畜産農業以外の業種) (新設事業場)

【汚濁負荷量基準】

| | |
|--------|----------------------------------|
| 区分 | 許容汚濁負荷量の算定式 |
| 新設の事業場 | $L = a \cdot Q^b \times 10^{-3}$ |

なお、算定において、L、Q、Q0、C、a、bは、それぞれ次の値を表すものとする。

【COD】

L：排出が許容される汚濁負荷量 (単位：kg/日)

Q：排出水の量 (単位：m³/日)

a 及び b は下表のとおり

| 排水量区分 | 上乗せ排水基準 (最大) | a | b |
|-------------------------|--------------|----|------|
| 500 m ³ /日以上 | 30 | 35 | 0.96 |

【全窒素、全燐】

L：排出が許容される汚濁負荷量 (単位：kg/日)

Q：排出水の量 (単位：m³/日)

a 及び b は下表のとおり

| 排水量区分 | 上乗せ排水基準 (最大) | | a | | b |
|--|----------------|---------------|----------------|---------------|------|
| | 窒素含有量に 係るもの | 燐含有量に 係るもの | 窒素含有量に 係るもの | 燐含有量に 係るもの | |
| 50m ³ /日以上 500m ³ /日未満 | 15 | 3 | 20 | 4.0 | 0.93 |
| 500 m ³ /日以上 | 10 | 2 | 12 | 2.4 | 0.96 |

出典：「湖沼水質保全特別措置法」(昭和 59 年 7 月 27 日法律第 61 号)

「長野県告示第 166 号」(平成 21 年 3 月 26 日)

「長野県告示第 167 号」(平成 21 年 3 月 26 日)

6. 地下水

環境基本法に基づく地下水の水質汚濁に係る環境基準及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく水質に係る地下水の環境基準を表 2-2-48 に、特定地下水の浸透の制限の基準を表 2-2-49 に示す。

表 2-2-48 地下水の水質汚濁に係る環境基準等

| 項目 | 基準値 | 項目 | 基準値 |
|----------------|---------------|----------------|--------------|
| カドミウム | 0.003mg/L 以下 | 1,1,2-トリクロロエタン | 0.006mg/L 以下 |
| 全シアン | 検出されないこと | トリクロロエチレン | 0.01mg/L 以下 |
| 鉛 | 0.01mg/L 以下 | テトラクロロエチレン | 0.01mg/L 以下 |
| 六価クロム | 0.05mg/L 以下 | 1,3-ジクロロプロペン | 0.002mg/L 以下 |
| 砒素 | 0.01mg/L 以下 | チウラム | 0.006mg/L 以下 |
| 総水銀 | 0.0005mg/L 以下 | シマジン | 0.003mg/L 以下 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと | チオペンカルブ | 0.02mg/L 以下 |
| P C B | 検出されないこと | ベンゼン | 0.01mg/L 以下 |
| ジクロロメタン | 0.02mg/L 以下 | セレン | 0.01mg/L 以下 |
| 四塩化炭素 | 0.002mg/L 以下 | 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 10mg/L 以下 |
| 塩化ビニルモノマー | 0.002mg/L 以下 | ふっ素 | 0.8mg/L 以下 |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.004mg/L 以下 | ほう素 | 1mg/L 以下 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 0.1mg/L 以下 | 1,4-ジオキサン | 0.05mg/L 以下 |
| 1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg/L 以下 | ダイオキシン類 | 1pg-TEQ/L 以下 |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 1mg/L 以下 | | |

注 1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注 2) 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量下限を下回ることをいう。

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年 3 月 13 日 環境庁告示第 10 号）

「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号）

表 2-2-49 特定地下浸透水の浸透の制限

| 有害物質の種類 | 許容限度 |
|--|--|
| カドミウム及びその化合物 | 0.001mg/L |
| シアン化合物 | 0.1mg/L |
| 有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。） | 0.1mg/L |
| 鉛及びその化合物 | 0.005mg/L |
| 六価クロム化合物 | 0.04mg/L |
| 砒素及びその化合物 | 0.005mg/L |
| 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 | 0.0005mg/L |
| アルキル水銀化合物 | 0.0005mg/L |
| ポリ塩化ビフェニル | 0.0005mg/L |
| トリクロロエチレン | 0.002mg/L |
| テトラクロロエチレン | 0.0005mg/L |
| ジクロロメタン | 0.002mg/L |
| 四塩化炭素 | 0.0002mg/L |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.0004mg/L |
| 1,1-ジクロロエチレン | 0.002mg/L |
| 1,2-ジクロロエチレン | シス体、トランス体ともに0.004mg/L |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 0.0005mg/L |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 0.0006mg/L |
| 1,3-ジクロロプロペン | 0.0002mg/L |
| チウラム | 0.0006mg/L |
| シマジン | 0.0003mg/L |
| チオベンカルブ | 0.002mg/L |
| ベンゼン | 0.001mg/L |
| セレン及びその化合物 | 0.002mg/L |
| ほう素及びその化合物 | 0.2mg/L |
| ふっ素及びその化合物 | 0.2mg/L |
| アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 | アンモニア、アンモニウム化合物にあってはアンモニア性窒素 0.7mg/L 亜硝酸化合物にあっては亜硝酸性窒素 0.2mg/L 硝酸化合物にあっては硝酸性窒素 0.2mg/L |
| 塩化ビニルモノマー | 0.0002mg/L |
| 1,4-ジオキサン | 0.005mg/L |

出典)「水質汚濁防止法第12条に基づく特定地下浸透水の浸透の制限」(平成元年8月21日環境庁告示第39号)

7. 土壌

環境基本法に基づく土壌の汚染に係る環境基準及びダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類に関する環境基準を表 2-2-50 に示す。

表 2-2-50 土壌の汚染に係る環境基準

| 項目 | 環境上の条件 | |
|-----------------|--|-------------------------|
| | 検液中濃度 | 農地における基準 |
| カドミウム | 0.01mg/L 以下 | 産米中濃度 0.4mg/kg 以下 |
| 全シアン | 検出されないこと | — |
| 有機燐 | 検出されないこと | — |
| 鉛 | 0.01mg/L 以下 | — |
| 六価クロム | 0.05mg/L 以下 | — |
| 砒素 | 0.01mg/L 以下 | 土壌中濃度（田に限る。）15mg/kg 未満 |
| 総水銀 | 0.0005mg/L 以下 | — |
| アルキル水銀 | 検出されないこと | — |
| P C B | 検出されないこと | — |
| 銅 | — | 土壌中濃度（田に限る。）125mg/kg 未満 |
| ジクロロメタン | 0.02mg/L 以下 | — |
| 四塩化炭素 | 0.002mg/L 以下 | — |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.004mg/L 以下 | — |
| 1,1-ジクロロエチレン | 0.1mg/L 以下 | — |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg/L 以下 | — |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 1mg/L 以下 | — |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 0.006mg/L 以下 | — |
| トリクロロエチレン | 0.03mg/L 以下 | — |
| テトラクロロエチレン | 0.01mg/L 以下 | — |
| 1,3-ジクロロプロペン | 0.002mg/L 以下 | — |
| チウラム | 0.006mg/L 以下 | — |
| シマジン | 0.003mg/L 以下 | — |
| チオペンカルブ | 0.02mg/L 以下 | — |
| ベンゼン | 0.01mg/L 以下 | — |
| セレン | 0.01mg/L 以下 | — |
| ふっ素 | 0.8mg/L 以下 | — |
| ほう素 | 1mg/L 以下 | — |
| ダイオキシン類 | 1,000pg-TEQ/g 以下 | — |
| 備考 | <p>1 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち、検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg/L、0.01mg/L、0.05mg/L、0.01mg/L、0.0005mg/L、0.01mg/L、0.8mg/L 及び 1mg/L を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg/L、0.03mg/L、0.15mg/L、0.03mg/L、0.0015mg/L、0.03mg/L、2.4mg/L 及び 3mg/L とする。</p> <p>2 「検液中に検出されないこと」とは定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量下限値を下回ることをいう。</p> <p>3 ダイオキシン類（土壌）にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。</p> | |

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年 8 月 23 日 環境庁告示第 46 号）

「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号）

8. 自然保護等

① 環境関連法規制状況

対象事業実施区域及びその周辺における環境関連法令による指定、規制の状況を表2-2-51に示す。

表 2-2-51 関係法令による指定規制の状況

| 法令等 | 内容 | 対象事業実施区域 及びその周辺* | うち対象事業 実施区域 |
|-------------------------------|-------------------------|---------------------|----------------|
| 自然環境保全法 | 原生自然環境保全地域 | × | × |
| | 自然環境保全地域 | × | × |
| 自然環境保全条例 | 郷土環境保全地域 | × | × |
| | 自然環境保全地域 | × | × |
| 自然公園法 | 国立国定公園 | ○ | × |
| | 県立自然公園 | × | × |
| 鳥獣の保護及び 狩猟の適正化に 関する法律 | 鳥獣保護区 | ○ | × |
| | 特別保護地区 | × | × |
| 都市計画法 | 風致地区 | × | × |
| 都市緑地保全法 | 緑地保全地区 | × | × |
| 森林法 | 保安林 | ○ | × |
| 農業振興地域の 整備に関する法律 | 農業振興地域 | ○ | × |
| 砂防法 | 砂防指定地 | ○ | × |
| 地すべり等防止法 | 地すべり防止区域 | × | × |
| | ぼた山崩壊防止区域 | × | × |
| 急傾斜地の崩壊に よる災害の防止に 関する法律 | 急傾斜地崩壊危険区域 | × | × |
| 土砂災害防止法に より長野県が指定 | 土砂災害特別警戒区域 (土石流) | ○ | × |
| | 土砂災害特別警戒区域 (急傾斜地の崩壊) | ○ | × |
| | 土砂災害特別警戒区域 (地すべり) | × | × |
| | 土砂災害警戒区域 (土石流) | ○ | × |
| | 土砂災害警戒区域 (急傾斜地の崩壊) | ○ | × |
| | 土砂災害警戒区域 (地すべり) | × | × |
| 水環境保全条例 | 水道水源保全地区 | × | × |
| 景観条例 | 景観育成特定地区 | × | × |

注1) 有：○ 無：×

注2) *：対象事業実施区域及びその周辺とは、対象事業実施区域を含む諏訪市、茅野市のうち、図1-6-1(P5参照)に示す範囲。

② 自然公園

対象事業実施区域及びその周辺における自然公園の指定状況を図 2-2-10 に示す。
対象事業実施区域の北側には、八ヶ岳中信高原国定公園がある。

③ 鳥獣保護区

対象事業実施区域及びその周辺における鳥獣保護区の指定状況を表 2-2-52 に、鳥獣保護区等の位置図を図 2-2-11 に示す。

対象事業実施区域の北東には、車山白樺湖鳥獣保護区が設定されている。

表 2-2-52 鳥獣保護区等の指定状況

| 区分 | 名称 | 所在地 | 面積(ha) | 期限 |
|-------|-------|-----|--------|-------------------|
| 鳥獣保護区 | 車山白樺湖 | 茅野市 | 1,390 | 平成 34 年 10 月 31 日 |

出典：「平成 27 年版 長野県鳥獣保護区等位置図」（平成 27 年、長野県）

④ 風致地区

対象事業実施区域及びその周辺に風致地区の指定はない。

⑤ 保安林

対象事業実施区域及びその周辺における保安林の指定状況を図 2-2-12 に示す。対象事業実施区域には保安林の指定はない。

⑥ 農業振興地域内農用地区域

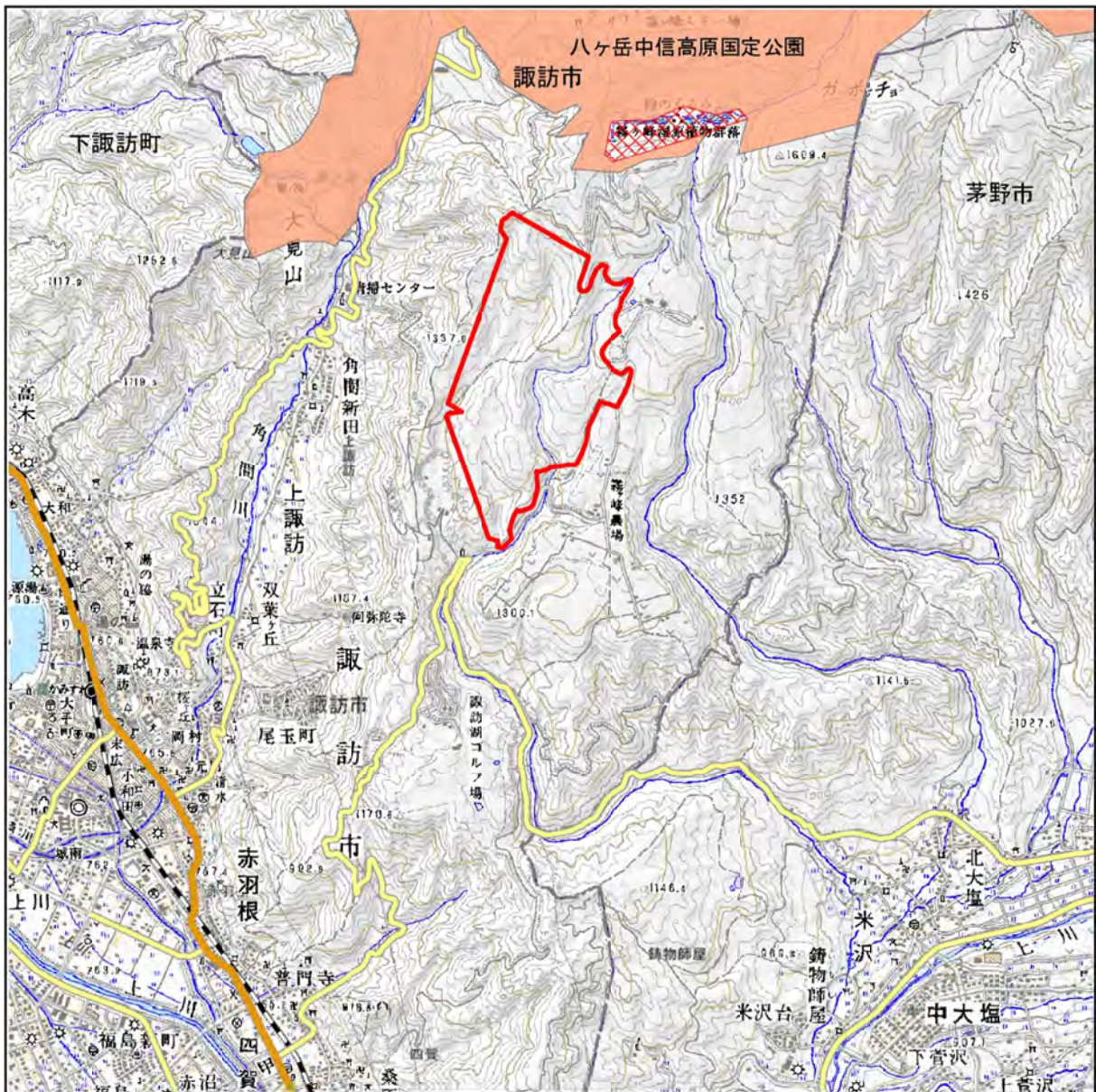
対象事業実施区域及びその周辺における農業振興地域内農用地区域の位置図を図 2-2-13 に示す。周辺地域には農業振興地域内農用地区域は存在するが、対象事業実施区域には存在しない。

⑦ 砂防指定地

対象事業実施区域及びその周辺における砂防指定地の指定状況を図 2-2-14 に示す。周辺地域には砂防指定地が 12 箇所存在するが、対象事業実施区域には砂防指定地は存在しない。

⑧ 土砂災害警戒区域

対象事業実施区域及びその周辺における土砂災害警戒区域の指定状況を図 2-2-14 に示す。対象事業実施区域の周辺は、土石流に係る土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されているが、対象事業実施区域は指定されていない。

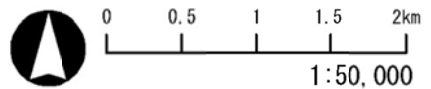


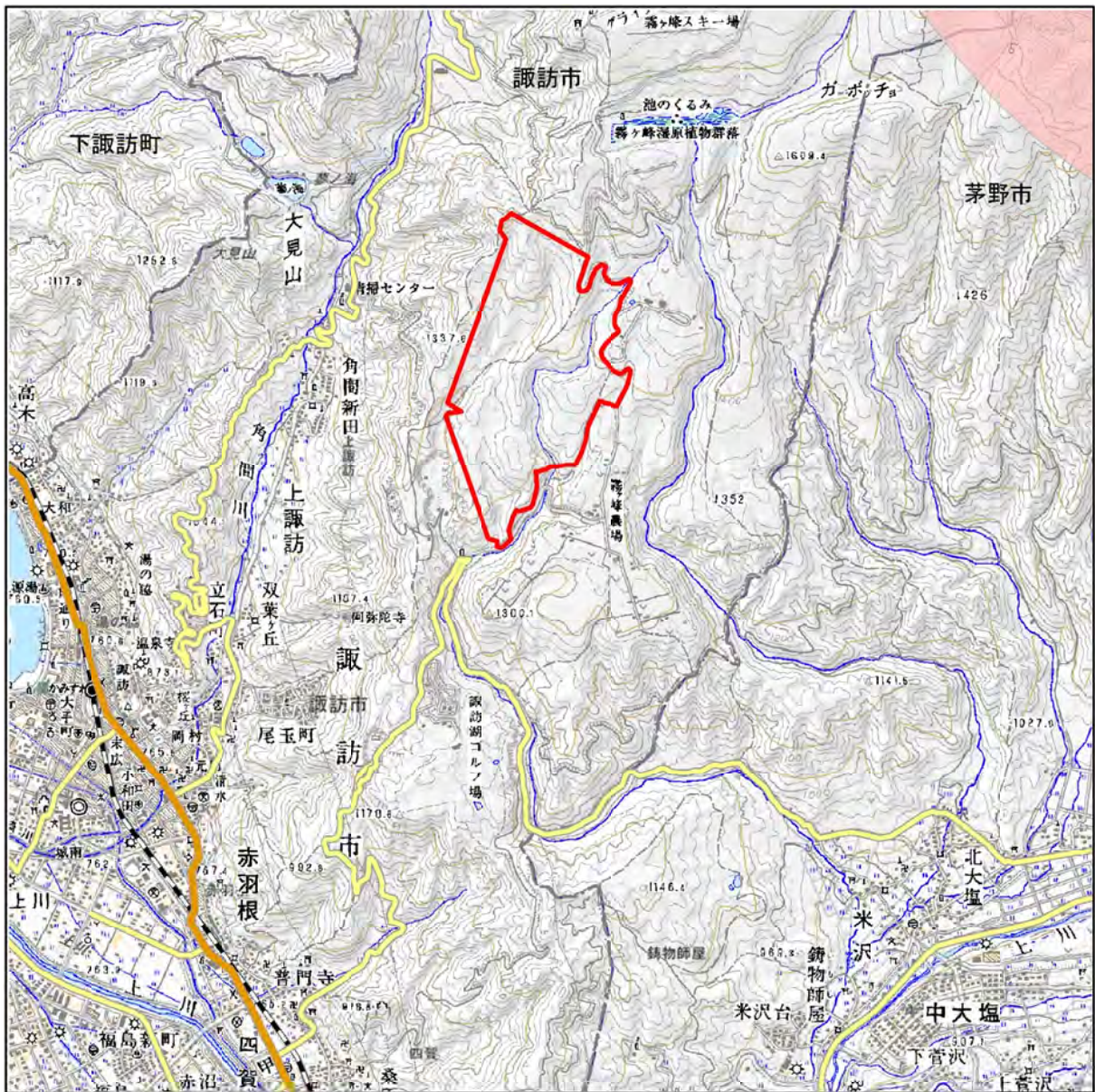
凡例

- 対象事業実施区域
- 八ヶ岳中信高原国定公園 特別保護地区
- 八ヶ岳中信高原国定公園 特別地域


図 2-2-10
自然公園指定地域

出典：国土交通省ウェブサイト
「国土数値情報」





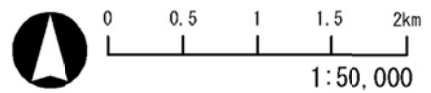
凡例

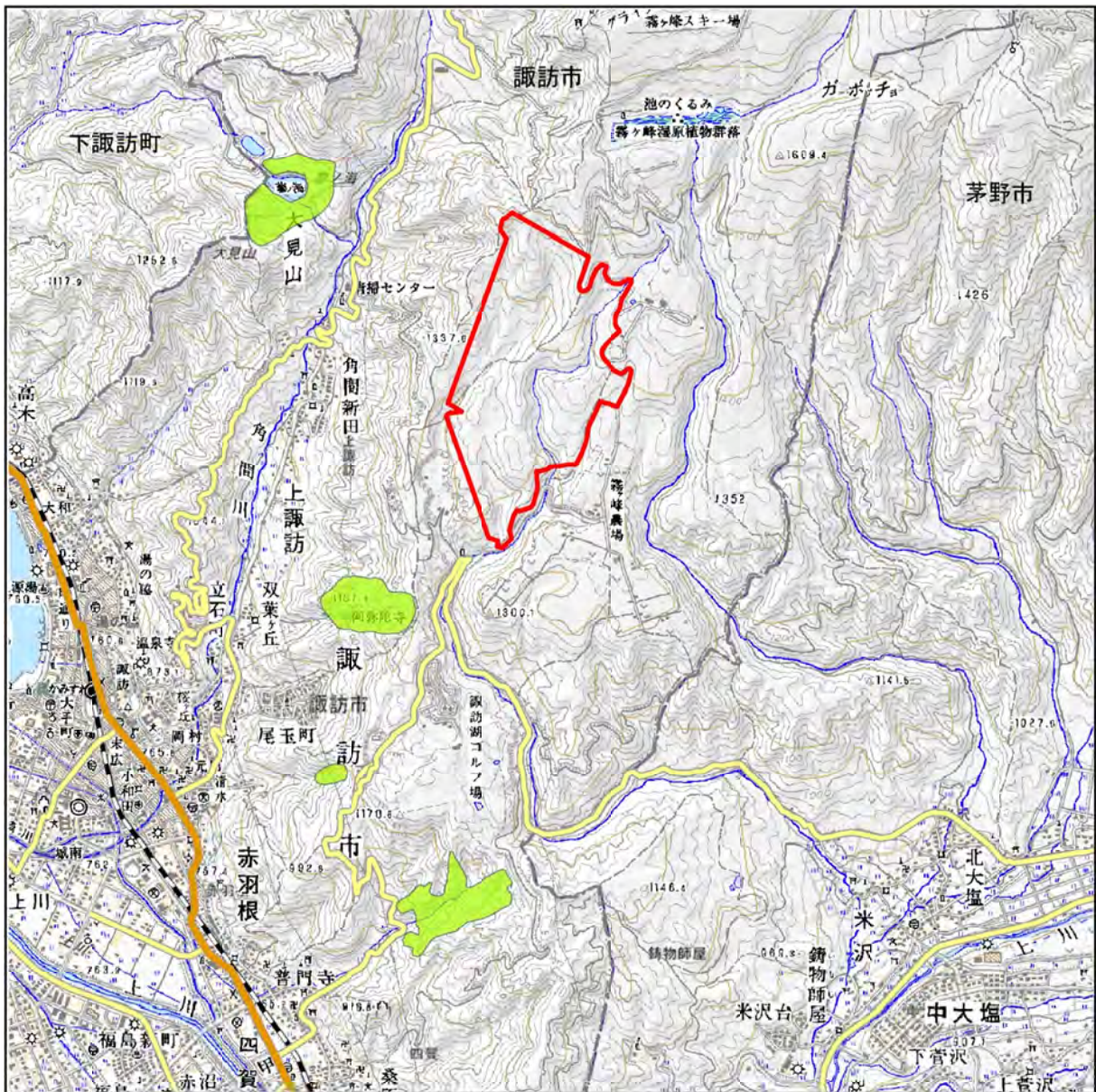
 対象事業実施区域

 鳥獣保護区

図 2-2-11
鳥獣保護区位置図

出典：国土交通省ウェブサイト
「土地利用調整総合支援ネットワークシステム (LUCKY)」



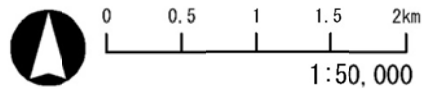


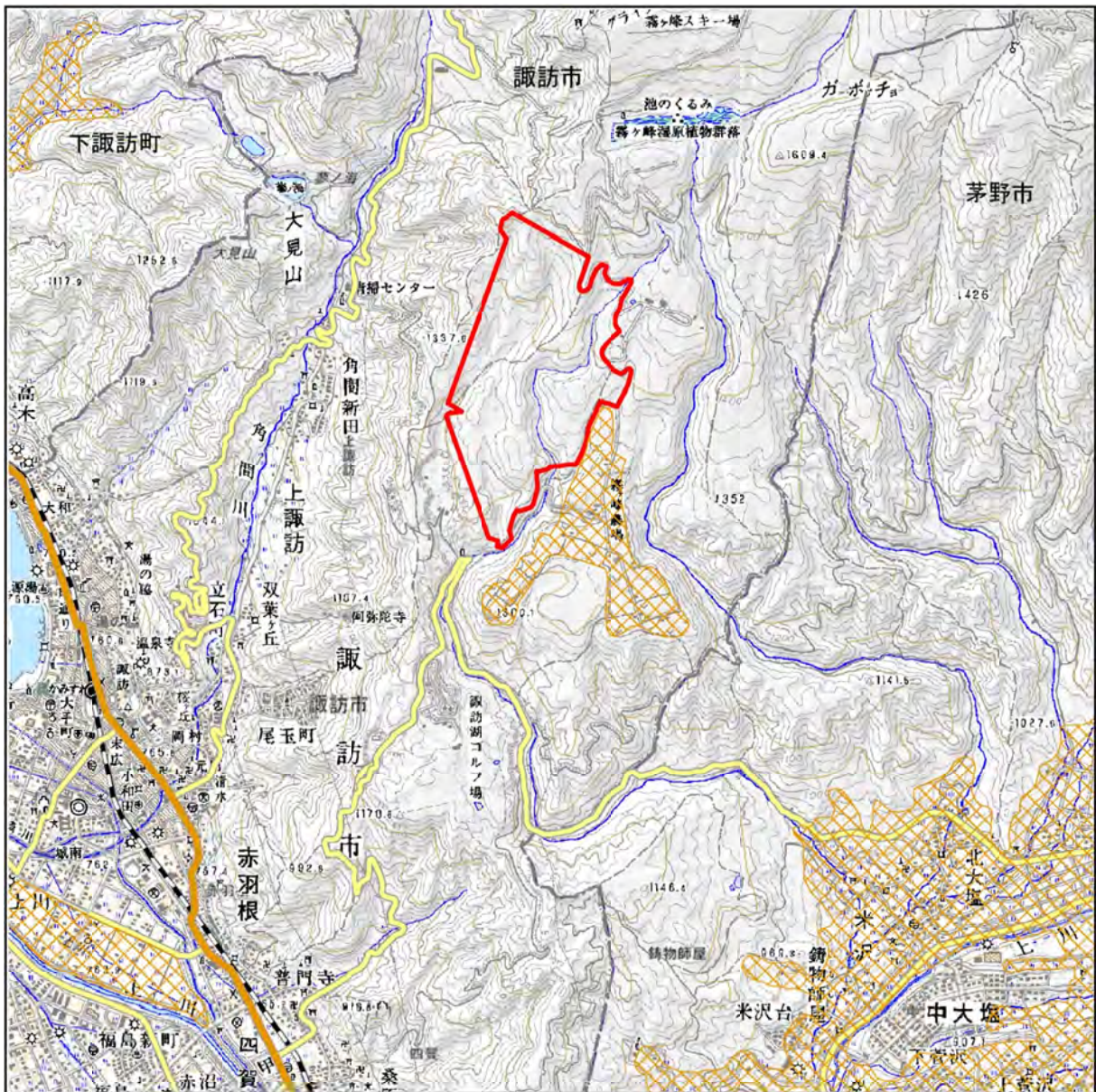
凡例

- 対象事業実施区域
- 保安林

図 2-2-12
保安林位置図

出典：国土交通省ウェブサイト
「土地利用調整総合支援ネットワークシステム (LUCKY)」



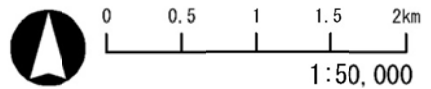


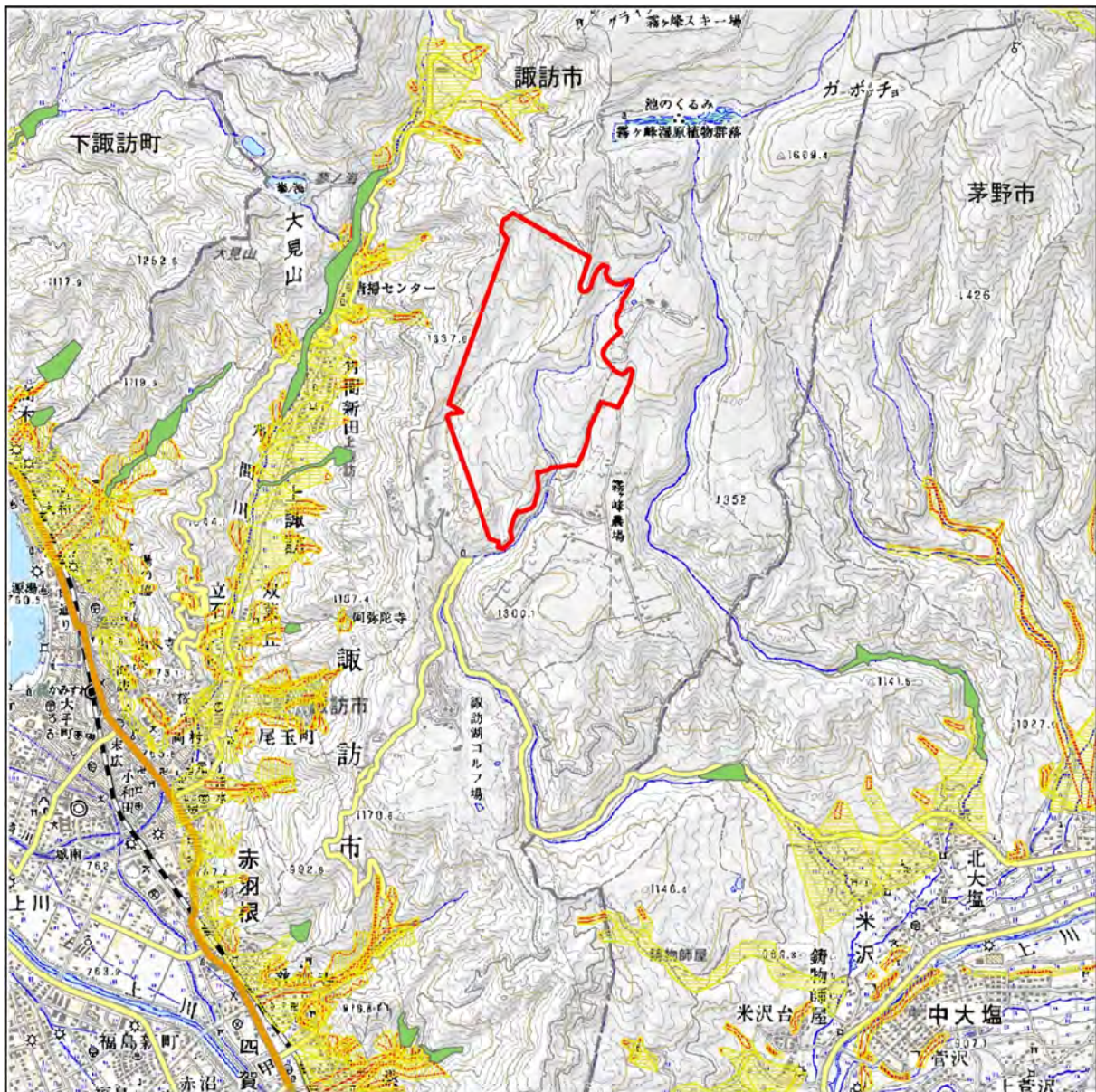
凡例

- 対象事業実施区域
- 農業振興地域内農用地区域

図 2-2-13
農業振興地域内農用地区域位置図

出典：長野県ウェブサイト
「長野県統合型地理情報システム」



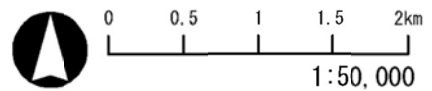


凡例

- 対象事業実施区域
- 砂防指定地区
- 土砂災害警戒区域 (Y 土石流)
- 土砂災害警戒区域 (Y 急斜面)
- 土砂災害特別警戒区域 (R 土石流)
- 土砂災害特別警戒区域 (R 急斜面)

図 2-2-14
砂防法、土砂災害防止法に基づく
指定状況

出典：長野県ウェブサイト
「長野県統合型地理情報システム」



9. 景観

① 景観法及び長野県景観条例に基づく基準等

対象事業実施区域の周辺においては、景観法に基づく「長野県景観計画」（平成 18 年 4 月 1 日発効、長野県）で茅野市に隣接する原村及び富士見町の全域が同計画の区域に、その一部が「八ヶ岳山麓景観育成重点地域」に指定されているが、対象事業実施区域は当該地域に含まれない。

② 諏訪市景観計画

対象事業実施区域を含む諏訪市の全域は、「諏訪市景観計画」（平成 21 年 10 月 1 日制定）の区域となっている。

「諏訪市景観計画」では、景観の基盤や骨格となる要素として、面的な「景観地域」、線的な「景観軸」、点的な「景観拠点」を設定している。このうち、面的な「景観地域」として対象事業実施区域を含む地域は「山林高原の景観地域」に該当する。「山林高原」における良好な景観の形成に関する方針としては、以下の項目を掲げている。

【山林高原】

- 高原の貴重な自然環境を保全する。
- 遠景を構成する東西の山並みを保全する。
- 自然を尊重した開発を誘導する（開発等に伴う景観上の配慮）

【斜面地の緑】

- 市街地の縁取りを形成する斜面の緑と稜線を保全する。
- 自然地形との調和や斜面緑地の連続性に配慮する。

③ 茅野市景観計画

茅野市の全域は、「茅野市景観計画」（平成 22 年 3 月策定）の区域となっている。「茅野市景観計画」は「八ヶ岳の眺望と調和したふるさと茅野のまちづくり ～優れた景観をまもりつつ～」を景観づくりの基本理念として掲げている。

「茅野市景観計画」における地域区分を表 2-2-53 及び図 2-2-15 に示す。

表 2-2-53 茅野市景観計画における地域区分

| 区 分 | 範囲の考え方 | 備 考 |
|-------|---|--------------------------|
| 市街地 | 都市計画法に基づき用途地域が定められた地域 (中大塩地区内の用途地域は除く) | |
| 商業系地域 | 近隣商業地域、商業地域 | ()は現在の茅野市では指定されていない用途地域 |
| 工業系地域 | 準工業地域、工業地域、(工業専用地域) | |
| 住居系地域 | 第一種低層住居専用地域、(第二種低層住居専用地域)、 第一種中高層住居専用地域、 第二種中高層住居専用地域、 第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域 | |
| 農村集落 | 市街地を除く既存集落及び概ね農業地域と定められた地域 | |
| 森林山地 | 市街地及び農村集落以外の地域 | |

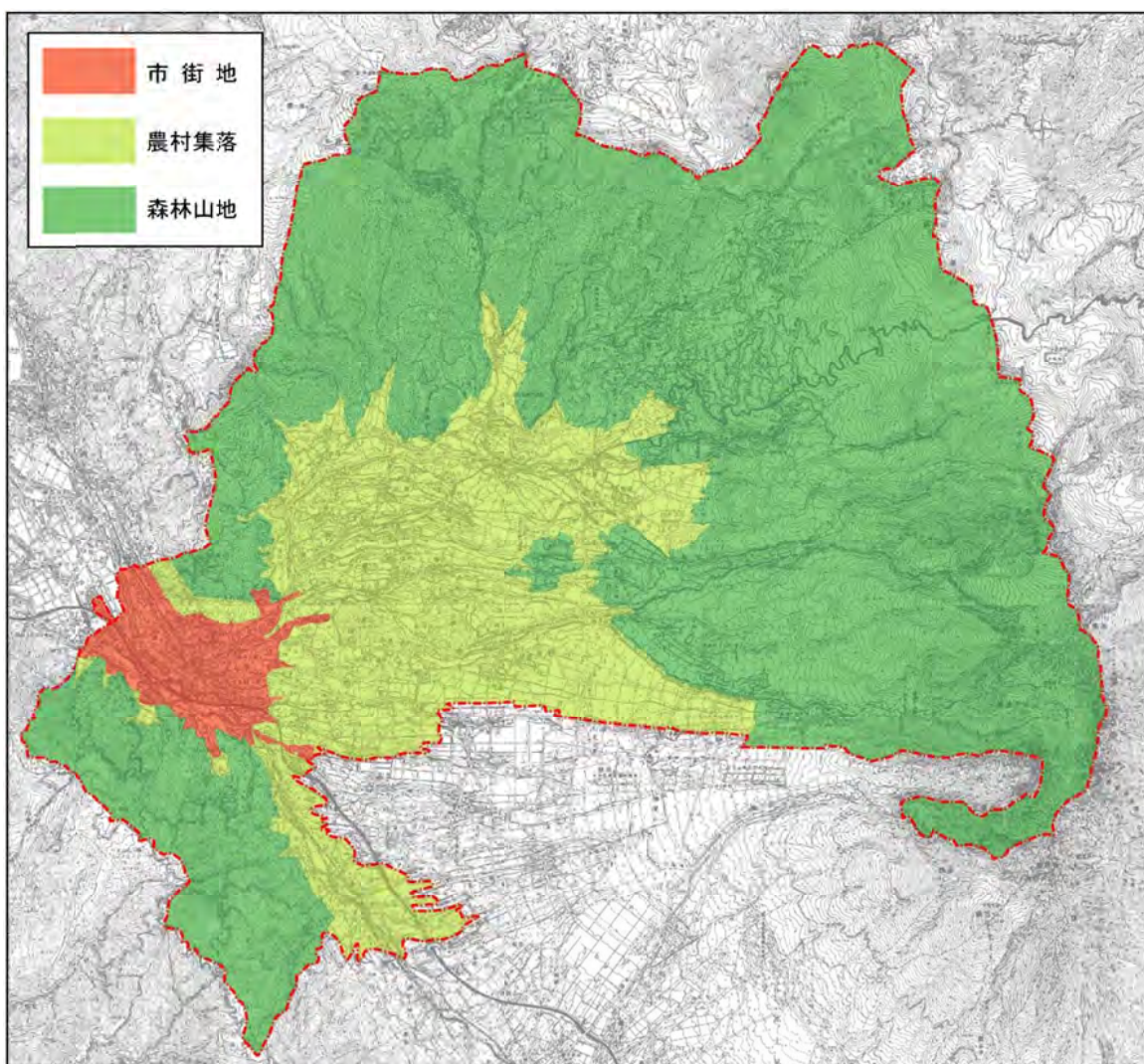


図 2-2-15 茅野市景観計画における地域区分

出典：「茅野市景観計画」

10. 廃棄物等

長野県は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条で定める「廃棄物」の排出抑制、再使用、再生利用及びその適正利用の確保を目的に、「長野県廃棄物処理計画（第三期）」（平成 23 年 2 月、長野県）を策定している。

長野県は「長野県建設リサイクル推進指針」（平成 14 年 5 月、長野県）を定め、表 2-2-54 に示すとおり、多くの区分で国の基本方針より高いリサイクル目標値を設定し、建設系廃棄物の有効利用と適正処理に取り組んでいる。

表 2-2-54 長野県における建設系廃棄物の再資源化目標値

| 区分 | 長野県 平成 22 年目標値 | 国 平成 22 年目標値 |
|---------------|-------------------|-----------------|
| アスファルトコンクリート塊 | 100% | 98% |
| コンクリート塊 | 100% | 98% |
| 建設発生木材 | 95% | 95% |
| 建設汚泥 | 60% | 80% |
| 建設発生土 | 100% | — |

1 1. 温室効果ガス等

長野県は、より実効性の高い地球温暖化対策を展開するため、「長野県環境エネルギー戦略 ～第三次長野県地球温暖化防止県民計画～」を平成 25 年 2 月に策定し、取り組みを進めている。

この計画では、県内の温室効果ガスの総排出量の削減目標として、1990（平成 2）年度比で 2020（平成 32）年度までに 10%、2030（平成 42）年度までに 30%削減し、長期的には 2050（平成 62）年度までに 80%削減することを掲げている。

2-8 地域の環境に係る方針等の状況

1. 環境保全に係る計画等

① 諏訪市

ア 第 2 次諏訪市環境基本計画

諏訪市は、「諏訪市環境基本条例」（平成 12 年 3 月、条例第 1 号）に基づき、「第 2 次諏訪市環境基本計画」（平成 24 年 3 月）を策定している。本計画は、平成 14 年 3 月に策定した第 1 次計画を受け継ぎ、「地球温暖化」「災害への備え」及び「生物多様性」等を加えた改訂版である。本計画における施策の体系を表 2-2-55 に示す。

表 2-2-55 第 2 次諏訪市環境基本計画における施策の体系

| | 基本目標 | 個別目標 | 基本施策 |
|---|-------------------------|-------------------|--|
| 望ましい環境像 《うつくしい湖 文化の香り高く いきいきと あふれる緑 やさしいまち》 小鳥うたうまち | 1 美しくやすらぎある諏訪をめざそう！ | ①快適な環境の創造 | 都市景観の保全創出 市街地緑化の推進 歴史的文化的資源の保全 |
| | | ②安全で暮らしやすい生活環境の確保 | 環境汚染の防止対策 都市生活型公害対策 有害化学物質対策の推進 放射性物質対策 |
| | | ③災害対策の強化 | 災害防止機能の強化 エネルギー確保 |
| | 2 泳げる諏訪湖をめざそう！ | ①良好な水環境の保全と創出 | 水質への負荷軽減と浄化対策 水辺空間の保全と再生 |
| | | ②環境美化の推進 | 環境美化の推進 |
| | 3 自然豊かで親しみのある諏訪をめざそう！ | ①自然循環の保全と推進 | 霧ヶ峰高原の保全と活用 |
| | | | 森林の適正管理 |
| | | | 生物多様性の保全 |
| | | | 自然とのふれあいの推進 地域の自然情報の把握 |
| | 4 地球をおもう暮らしを、諏訪から広げよう！ | ②ごみの減量と循環型社会の確立 | 4 R の徹底 |
| | 5 地球を守る暮らしを、諏訪から進めよう！ | ①地球環境の保全 | 地球温暖化の防止 オゾン層の保護 |
| | | ②省資源省エネルギーの取り組み | 省資源、省エネルギーの取り組み |
| | | ③自然エネルギー利用の推進 | 自然エネルギーの利用促進 |
| | 6 諏訪に生きる誇りを持って、さあ実行しよう！ | ①連携と参加による取り組み | 環境教育環境学習の推進 |
| | | | 環境情報の提供 |
| | | | 市民地域 NPO 活動の推進 |

出典：「第 2 次諏訪市環境基本計画」（平成 24 年 3 月、諏訪市）

イ 諏訪市地域新エネルギービジョン

諏訪市では、豊かな環境を次世代の人々に継承するために、地球環境を守りエネルギーを有効に活用して「豊かな自然と社会が調和する、心豊かな、活力ある環境文化都市のまちづくり」の実現を目指し、「諏訪市新エネルギービジョン」（平成18年2月）を策定した。本計画の期間は平成27年度までとし、新エネルギーの導入目標量を以下の通り掲げている。

表 2-2-56 「諏訪市新エネルギービジョン」における新エネルギー導入目標量

| | 2015年度諏訪市 エネルギー消費量 | 新エネルギー導入量 (目標値) |
|-----------------------------|-----------------------|--------------------|
| エネルギー量 (10 ⁶ MJ) | 5,750 | 172.5 |
| 原油換算 (KL) | 150,600 | 4,520 |
| 200Lドラム缶 (本) | 753,000 | 22,600 |

出典：「諏訪市新エネルギービジョン」（平成18年、茅野市）

本計画では、上記の目標量を達成するための取り組みとして、ハード事業とソフト事業のそれぞれを掲げている。

【ハード事業】

- 総合新エネルギーパーク&地域熱併給プロジェクト
- バイオディーゼル燃料総合プロジェクト
- クリーンエネルギー自動車普及促進プロジェクト

【ソフト事業】

- 環境情報の提供・環境学習の推進活動
- 住民・事業者への新エネルギー導入支援活動
- 省エネルギー推進活動

ウ 諏訪市地球温暖化対策実行計画

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条第2項に基づく「その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策」である「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に相当する計画として、平成25年3月に策定した。計画期間は、2014（平成26）年度～2020（平成32）年度で、削減目標は1990年度対比で25%以上としている。

② 茅野市

ア 茅野市環境基本計画

茅野市は、平成13年3月に「茅野市環境基本計画」を策定している。本計画は平成13年度から平成27年度までを計画の期間とし、目指す環境像として「八ヶ岳の豊かな自然と人が調和する環境先進都市」を掲げている。本計画における施策の体系を表2-2-57に示す。

表 2-2-57 茅野市環境基本計画 目標達成に向けた枠組み

| | 6つの目標 | | 15の方針 |
|----------------------------------|------------------------|---------------------|---|
| 目指す環境都市像《八ヶ岳の豊かな自然と人が調和する環境先進都市》 | I. 自然の恵みを活かすまち | —自然環境の保全— | 1. 自然と人が共生する地域生態系の保全 2. 緑の持つ自然環境保全機能の保全と活用 3. 豊富で良質な水資源の保全と活用 |
| | II. 安全で人にやさしいまち | —公害の抑制と生活環境の保全— | 4. 健康で安全な生活環境の確保 5. やすらぎのある身近な自然空間の保全 |
| | III. 自然や歴史を活かした快適なまち | —歴史文化の継承と風格ある風土づくり— | 6. 環境へ及ぼす影響の少ない伝統的な生活習慣技法の伝承 7. 農地の保全と維持管理 8. 風土が醸し出す景観の保全と地域に根差した文化の伝承 |
| | IV. 環境へ及ぼす影響の少ない循環型のまち | —省資源低負荷循環— | 9. 環境へ及ぼす影響の低減 10. 限りある資源の有効利用と循環の確保 |
| | V. 地球の環境を支えるまち | —地球環境の保全— | 11. エネルギーの有効利用 12. 地域から地球環境を支える |
| | VI. 環境を創造するパートナーシップのまち | —連携参加と環境学習— | 13. 広域圏の連携と参加による環境保全 14. 地域圏の連携と参加による環境保全 15. 環境学習の推進 |

出典：「茅野市環境基本計画」（平成 13 年、茅野市）

イ 茅野市減 CO2（げんこつ）計画（茅野市地球温暖化対策実行計画）（H23. 3）

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 20 条第 2 項に基づく「その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策」である「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に相当する計画として、平成 23 年 3 月に策定した。計画期間は、2011（平成 23）年度～2020（平成 32）年度で、削減目標は 1990 年度対比で 6%以上（2005（平成 17）年度比で 25%以上）としている。

ウ 茅野市再生可能エネルギー発電設備の設置等に係るガイドライン

茅野市を含む長野県中部では、晴天率が高いことから、太陽光発電の導入に適しているとして注目され、発電所の新設計画が相次いだ。一方で、再生可能エネルギーの急激な拡大は、生活環境や自然環境に与える影響を懸念する声も寄せられ、再生可能エネルギーの導入と市民生活や身近な自然環境、景観などへの影響を出来る限り低減させることの両立が課題となった。このことから、茅野市内において再生可能エネルギー発電設備（以下「設備」という。）の新設、増設、改修（以下「設置等」という。）を行う事業者に対して、市、関係区及び近隣住民に対して事業概要を明らかにするための手続や設備の設置等にあたり配慮すべき事項を定め、ガイドラインとして制定した。

ガイドラインは、発電事業を目的とした設備で、太陽光発電設備（10kW 以上）、小水力発電設備、風力発電設備、その他発電施設を対象としている。

2. 開発動向

① 国土利用計画（第二次諏訪市計画）

「国土利用計画 第二次諏訪市計画」は、市の土地の持つ根幹的役割を踏まえつつ、本市を取りまく様々な状況の変化に的確に対応した市土利用を、総合的かつ計画的に行うため、「地域固有の自然環境の保全活用」、「量的な拡大から質的な充実に配慮した土地利用の推進」、「市民参加による地域づくり」、「持続可能なまちづくりへの対応」を基本方針とした。目標年次は平成 29 年である。

諏訪市における利用区分ごとの規模の目標を表 2-2-58 に、地域別の土地利用計画における地域区分を図 2-2-16 に、地域別の土地利用の概要と目標を表 2-2-59 に示す。

対象事業実施区域は、土地利用計画における東部地域の森林に位置している。

表 2-2-58(1) 利用区分ごとの規模の目標の概要

| 利用区分 | 規模の目標と概要 |
|------------|--|
| 1 農用地 | 農地は、平成 17 年現在 693ha であり、今後宅地や道路の整備に伴い減少が見込まれる。平成 17 年～29 年における宅地、一般道路、その他の増加分 96ha が、農地から転用されるものと想定し、平成 29 年における農地面積を 597ha とする。 採草放牧地面積は、平成 17 年現在 35ha であり、平成 10～17 年までにおいて増減はない。そのため、今後、平成 29 年まで採草放牧地の増減はないものと想定し、平成 29 年における採草放牧地面積を 35ha とする。 |
| 2 森林 | 国有林有林面積の推計：本市に国有林は存在しておらず、将来においても増加することはない。 民有林面積の推計：民有林面積は、平成 17 年現在 7,232ha であり、平成 10～17 年までにおいて 4ha 減少している。しかし、今後民有林は大規模な開発は想定されず、良好な生活環境を確保するための緑地として、積極的に維持保全を図るものとし、平成 29 年における民有林面積を 7,232ha とする。森林面積の推計とりまとめ：①、②の推計結果から、将来の森林面積は、平成 29 年で 7,232ha とする。 |
| 3 原野 | 原野面積は、平成 17 年現在 40ha であり、平成 10～17 年までにおいて増減はない。原野は、今後将来においても野生動植物の生息生育地等の貴重な自然環境として維持保全を図るものとし、平成 29 年における原野面積を 40ha としする。 |
| 4 水面・河川・水路 | 水面面積の推計：水面面積は、平成 17 年現在 452ha であり、今後、新たなため池などの整備は見込まれないため、平成 29 年における水面面積を 452ha とする。 河川面積の推計：河川面積は、平成 17 年現在 106ha で、今後河川改修事業の進展により、平成 29 年における河川面積を 109ha とする。 水路面積の推計：水路面積は、平成 17 年現在 38ha であり、平成 10～17 年までの間において、田の減少に伴い 5ha 減少している。しかし、今後水路は残存する田の営農環境の悪化を防ぐため、維持保全を図るものとし、平成 29 年における水路面積を 38ha とする。 水面河川水路面積の推計とりまとめ：①～③の推計結果から、将来の水面河川水路面積は、平成 29 年で 599ha とする。 |
| 5 道路 | 一般道路面積の推計：一般道路面積は、平成 17 年現在 419ha であり、平成 10～17 年までの間において 10ha 増加している。今後平成 29 年までの間において同規模程度の整備が進むものと想定し、平成 29 年における一般道路面積を 436ha とする。 農道面積の推計：農道は、平成 17 年現在 18ha であり、今後、ほ場整備等による新たな整備は見込まれないため、平成 29 年における農道面積を 18ha とする。 林道面積の推計：林道は、平成 17 年現在 22ha であり、今後新たな整備は見込まれないため、平成 29 年における林道面積を 22ha とする。 道路面積の推計とりまとめ：①～③の推計結果から、将来の道路面積は、平成 29 年で 476ha とする。 |

表 2-2-58(2) 利用区分ごとの規模の目標の概要

| 利用区分 | 規模の目標と概要 |
|-------|---|
| 6 宅 地 | <p>住宅地面積の推計：住宅地面積は、平成 17 年現在 467ha であり、平成 10～17 年までの間において 32ha 増加している。これまでの動向等に基づき、平成 29 年における住宅地面積を 506ha とする。</p> <p>工業用地面積の推計：工業用地面積は、平成 17 年現在 42ha であり、平成 10～17 年までの間において、21ha 減少している。しかし今後、既存の工業用地は、産業振興を図る場として維持していくものとし、平成 29 年における工業用地面積を 42ha とする。</p> <p>その他の宅地面積の推計：その他の宅地面積は、平成 17 年現在 293ha であり、平成 10～17 年までの間において、48ha 増加している。今後は、大規模商業施設等の立地が見込まれるが、近年の動向等に基づき平成 29 年におけるその他の宅地面積を 330ha とする。</p> <p>宅地面積の推計とりまとめ：①～③の推計結果から、将来の宅地面積は、平成 29 年で 878ha とする。</p> |
| 7 その他 | <p>公園緑地などの公共空地、耕作放棄地をはじめとするその他面積は、平成 17 年現在 1,134ha であり、平成 10～17 年までの間において、28ha 増加している。今後、公共空地等については、既存施設の利活用、耕作放棄地についてはその解消に向けた取り組みを図ることから、増加はないものと想定し、平成 29 年における面積を 1,134ha とする。</p> |
| 8 市街地 | <p>市街地（人口集中地区）は、昭和 60 年以降、450ha 前後で推移している。平成 17 年における市街地面積は 430ha であり、今後、人口の減少に伴い市街地の拡大は見込まれないことから、平成 29 年における市街地面積は 430ha とする</p> |

出典：「国土利用計画（第二次諏訪市計画）」



図 2-2-16 地域別の土地利用計画における地域区分

出典：「国土利用計画（第二次諏訪市計画）」

表 2-2-59(1) 地域別の土地利用計画の概要と目標

| 地域区分 | 概要 | 目標 |
|------|---|--|
| 中央地域 | <p>一級河川上川以東の平坦地と山の手、角間新田地域であり、国道 20 号及び JR 中央本線が南北に走り、JR 上諏訪駅を中心とした中心市街地と、その周辺及び四賀地区の一部からなっている。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 中心市街地は、駅前の一部が再開発事業により、また駅西地域の一部も沿道区画整理型街路事業により整備されたが、それ以外は今後都市機能整備が必要。 ● 市街地においては、商業空間の再整備と、都心型居住空間形成による都市機能の更新を図るとともに、JR 中央本線の連続立体交差化を促進し、文化施設と調和した賑わいのある都市中心拠点の形成に努める。 ● 市街地に隣接する小和田地域では、急速な市街化、宅地化が進行していることから、農用地及び農業用排水路との調整を図りながら、計画的な都市基盤整備による土地利用転換を進め、居住環境の整備を図り、地域の充実に努める。 ● 湖畔一帯では、内水排水ポンプの更新事業などによる治水対策により地域の防災上の安全性を高めるとともに、諏訪湖に面する大規模工場（旧東洋バルブ諏訪工場）の跡地利用と、商業、観光、スポーツ、レクリエーション並びに市民の憩いの場としての整備を進め、諏訪湖畔、温泉地を一体とした、水辺と親しめる空間環境形成等を図る。 ● 四賀地区では工業地と住宅地との住工混在の解消等環境整備を進め、下水道整備等の都市基盤整備と、国道 20 号バイパス事業については関係機関との連携と住民の合意形成により、地域における交通環境の向上を図り、良好な居住環境の形成に努める。 |
| 平坦地域 | <p>上川以西の平坦な地域。地域の南西部を中央自動車道が走り、豊田、湖南を流域とする一級河川新川以東は、優良農地が広がる農業地帯となっている。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 豊田、湖南、中洲地域では、住宅地を中心とした計画的な居住環境の形成や、農業振興地域整備計画に基づいた農用地の確保と維持保全を図る。 ● 諏訪市域での国道 20 号バイパスの建設促進による、慢性的な渋滞緩和や利便性の向上と併せ、都市計画道路新川線の整備を促進することにより、人にやさしい安全で快適な道路環境づくりを図りながら、地域の交通環境の向上を目指す。 ● 河川については、河積の拡大と築堤等の河川改修を行い、流下能力の増強と溢水による浸水被害の防止に努め、急傾斜地についても崩壊対策事業を推進する。 ● 中央自動車道諏訪インターチェンジ周辺では、土地区画整理事業による都市基盤整備事業をさらに促進し、農業サイドとの調整を行いながら、土地需要に対応した計画的な土地利用転換を進める一方、国道 20 号バイパス及び主要道路の計画的な沿道商業環境の整備により、この地域に商業、工業、流通の集積を図る。 |
| 東山地域 | <p>市の北東部で、八ヶ岳中信高原国定公園を含む山間地域。森林地域及び草原地域となっている。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 地域内には、国の天然記念物である 3 か所の高層湿原など貴重な財産があり、森林地域と併せて自然の保全と活用を計画的に進める。 ● 元町や四賀から霧ヶ峰高原へ接続する道路の整備を行うとともに、生活環境の改善及び砂防事業の推進を図る。 ● 蓼の海から霧ヶ峰高原にかけては、自然を生かした公園の整備を図り、地域全体を自然と調和させた多面的な利用を図る。また、市有林については、水源の森として継続的に森林施業を行う。 |

表 2-2-59(2) 地域別の土地利用計画の概要と目標

| 地域区分 | 概要 | 目標 |
|------|---|---|
| 西山地域 | 市の南西部の山間地域であり、5 集落に沿って農地が点在しており、野菜、花卉等の栽培が行われているほか、畜産も営まれている。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 平坦地域に面した斜面は急峻で、多くの砂防河川があることから、土石流等による土砂災害を防止するため、後山地区も含めて、砂防堰堤の設置事業が行われる一方、北真志野から大熊地区の山間部では治山事業が計画的に進められている。あわせて、集落の生活環境改善と農業生産向上のための基盤整備を推進するとともに、県道諏訪箕輪線をはじめとする幹線道路、農道、林道、河川の整備を促進する一方、レクリエーション施設の周辺においては特に環境保全に努め、砂防事業を促進する。 ● 林業関係では、菌茸類などの採取等にかかる林産物の生産環境整備を図っていく必要がある。 |

出典：「国土利用計画（第二次諏訪市計画）」

② 国土利用計画（茅野市）

茅野市の国土利用計画である「第二次茅野市計画」は、市民全体にとっての公共の福祉を優先しつつ、茅野市の特徴である豊かな自然環境資源の保全活用と、次世代への継承を図り、各地域の持つ資源や特性を生かした、持続可能で均衡ある発展を図り、市民が安全で安心して暮らせる、健康で文化的な生活環境の確保を図ることを基本理念として、利用区分別の市土利用の基本方向を定めている。目標年次は平成 27 年である。

茅野市における利用区分ごとの規模の目標の概要を表 2-2-60 に、土地利用ゾーン配置基本図を図 2-2-17 に、地域別の土地利用の概要と目標を表 2-2-61 に示す。

表 2-2-60 利用区分ごとの規模の目標の概要

| 利用区分 | 規模の目標と概要 |
|------------|--|
| 1 農用地 | 宅地や道路用地への転換によって 249ha 程度減少し、2,435ha 程度となる。 |
| 2 森林 | 林道整備等への用地転換によって若干減少するが、ほぼ現状を維持し、20,073ha 程度となる。 |
| 3 原野 | 今後も国土利用計画法の規定による原野の増減は見込まれない。 |
| 4 水面・河川・水路 | 農業用水路整備等によって 5ha 程度増加し、479ha 程度となる。 |
| 5 道路 | 国道 20 号坂室バイパスの建設や区画整理事業に伴う都市計画道路の整備、指導改良、また、生活道路の改良の他、宅地の増加分にあわせた道路の増加も推計することによって、20ha 程度増加し、479ha 程度となる。 |
| 6 宅地 | 住宅地は、人口と世帯の増加等により、140ha 程度増加し、965ha 程度となる。工業用地は、過去の工場の立地等の経過を踏まえて最大限の想定をして、17ha 程度増加し、147ha 程度となる。その他の宅地（商業・業務用地）は、都市化の進展と交通体系の整備等によって 31ha 程度増加し、714ha 程度となる。 |
| 7 その他 | 39ha 程度増加し、772ha 程度となる。 |
| 8 市街地 | 市街地面積は、今後の人口増加を考慮し、400ha 程度となる。 |

出典：「国土利用計画（第二次茅野市計画）」

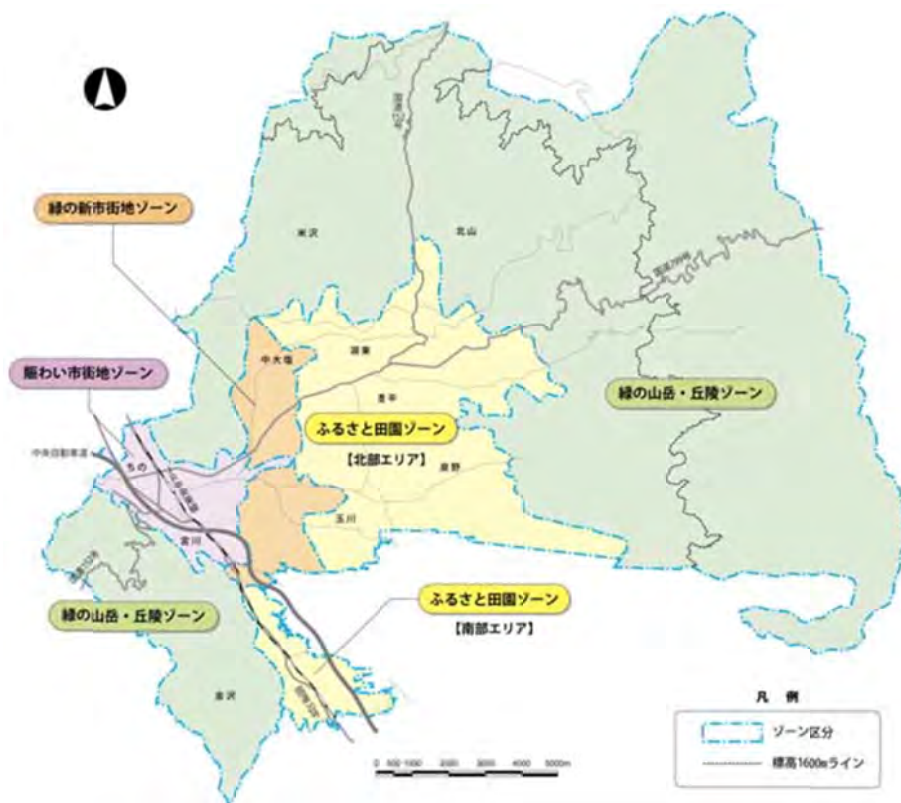


図 2-2-17 地域区分図

出典：「国土利用計画（第二次茅野市計画）」

表 2-2-61(1) 地域別の土地利用計画の概要と目標

| 地域区分 | 概要 | 目標 |
|------------|--|---|
| 緑の山岳・丘陵ゾーン | <p>市土東部の八ヶ岳から、蓼科山、北部の車山、さらに西北部の永明寺山まで連なる広大な山地と、西南部の西山山地からなり、豊かな自然環境生態系を有し、大部分を急峻な山岳地域や森林地域が占める地域となっている。</p> <p>市の西南部に位置する西山山地は、一部が住宅地や別荘地として開発されていますが、大部分が急峻な森林地域となっている。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 地域の将来目標を『優れた環境の保全と創造的な環境共生まちづくり』とし、高山亜高山帯における厳正な自然環境の保全と、森林交流地域の機能整備と適正な配置誘導を図る。 ● 森林の持つ水源かん養、自然環境の保持、地球温暖化対策等、多面的機能の発揮のため、開発を抑制し、森林を適正に管理することで将来にわたり豊かな自然環境の恵みを受けられるよう取り組む。 ● 八ヶ岳中信高原国定公園を主とするおおむね標高1,600m以上の高山亜高山帯における貴重な自然環境については、市上の保全、水源かん養、災害防止機能や、野生生物の生息生育地等の公益的多面的機能を維持するため、厳正な保全と管理を図る。 ● 森林交流地域においては、自然環境や景観の保全、回復等を進め、環境共生型の魅力ある保健休養地として、また、地域資源を活かした観光振興のための利用を進めます。特に、蓼科高原や車山周辺については、近い将来において新規の大規模な開発が見込まれていないことも踏まえ、森林生態系の保全を図りながら、既存の観光施設等の再評価、整備、活用を進めるとともに自然環境や景観の回復を進め、人と人、人と自然文化の交流拠点となりうる環境共生型の魅力ある地域を目指す。 ● 市の西南部に位置する西山山地は、災害防止の面から、原則として開発を抑制し、自然環境を保全する地域とする。 |

表 2-2-61(2) 地域別の土地利用計画の概要と目標

| 地域区分 | 概要 | 目標 |
|-----------------------|--|---|
| <p>ふるさと 田園ゾーン</p> | <p>市土の中央に位置し、八ヶ岳連峰の裾野に広がる広大な農用地の中に集落が点在し、大泉山、小泉山といった里山々防風林等の豊かな自然環境と、国特別史跡尖石遺跡、国指定駒形遺跡、同上之段遺跡等の歴史遺産を有する農村集落地域。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 地域の将来目標を『身近な自然にふれあう安全・快適なふるさとまちづくり』とし、優良農用地の保全と既存の農村集落の土地利用形態を維持しつつ、都市と農村の交流の場、歴史文化の交流の場としての活用等、自然的土地利用と都市的土地利用の調和を図る。 ● 優良な農産物生産拠点と、田園景観の二つの性質を持つ農用地の保全を優先する。農用地については、農業生産基盤としての機能の維持向上を目指し、ほ場整備の完了した優良農用地の積極的な保全を図るとともに、農業に本来備わっている自然循環機能の発揮を目指します。また、場所に応じては、グリーンツーリズム等、都市と農村の交流の場として位置づけます。 ● 自然学習の場として、大泉山、小泉山に代表される里山の保護と活用を推進する。 ● 尖石遺跡及び周辺を含めた公園整備を行い、広域交流拠点の形成と有効活用を推進する。 ● 集落内々集落に隣接する農用地で、生活環境基盤の整備された場所においては、地域住民が主体的に考え、合意形成を図る中で適切な土地利用を進る。住宅地化にあたっては既存集落との連続性に配慮し、周辺の農用地や自然環境と協調した低層住宅地の形成を図る。 |
| <p>緑の新市街地ゾーン</p> | <p>既存市街地の東側に隣接し、農用地の中に新興住宅地や工業団地等が増え、市街地化が進んでいる地域です。ゾーン内に諏訪東京理科大学や、諏訪中央病院がある。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● ある既存の農用地や、里山々河川の緑地の保全を図るとともに、周辺の自然環境や集落景観に配慮した、緑と共存する新たな市街地の形成を図る。 ● 既存の農用地や集落、里山々河川の緑地の保全を図るとともに、周辺の自然環境や集落景観に配慮した新たな居住環境の整備を行う。 ● 工業団地の造成や郊外型大型店の進出、宅地開発が進む地域については、失われた緑の復元を図る等、周辺の自然環境や集落景観に配慮した新たな市街地の計画的な形成を図る。 ● 農業振興地域の機能を維持しつつ、特に市街地に連続又は近接している米沢豊平玉川地区の一部では、地域住民の主体的な合意を前提とした小規模な土地区画整理事業等々民間活力の導入も含めて多角的な検討を行い、整合性あるまちづくりに努める。 ● 米沢地区の古田山周辺やちの地区の永明寺山公園周辺、上川、柳川、宮川沿いに残された身近な緑は、住居に近接した重要な資源として位置付け、保全と活用を積極的に図る。 |

表 2-2-61(3) 地域別の土地利用計画の概要と目標

| 地域区分 | 概要 | 目標 |
|------------|---|--|
| 賑わいの市街地ゾーン | <p>JR 中央本線や、中央自動車道、国道 20 号 152 号 299 号等の幹線道路が集中する中心市街地とその周辺地域。</p> <p>JR 茅野駅周辺の中心市街地には、公共公益施設や生活利便施設が集積し、商店街が形成されている。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 地域の将来目標を『賑わいの中心と、のびやかにつながる周辺市街地の形成』とし、都市の機能が集積する拠点として、既成の市街地における土地利用の再編や、低未利用地の有効活用を図るとともに、都市景観の形成に配慮しつつ土地の有効利用を進め、効率的で賑わいのある市街地の形成を図る。 ● JR 茅野駅周辺については、市民生活のための商業機能、市民館を中心とした人々の交流を促す交流拠点機能、観光都市の玄関としての機能の 3 つの機能の集積により、人と情報が行き交う土地の利用を目指します。 ● 商店街の再配置と、街なか居住の推進、都市景観の形成に配慮した土地の有効利用を進め、効率的で賑わいのある市街地の形成を図る。また区域内の未利用地は都市計画法上の用途に即して、宅地等への転換を進める。 ● 中心市街地と周辺地をつなぐ回遊空間の整備を、TMO を核とした市民参加によって計画的に進める。 ● 居住環境の向上を図り、幅広い年代の多様な人々が、安心して住み交流することのできる地域の形成を進める。 |

出典：「国土利用計画（第二次茅野市計画）」